

大槌町男女共同参画推進計画

おもいやり
おおつちプラン



令和4年12月

大槌町

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	3
第2章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	4
2 基本目標および計画の体系	5
第3章 計画の推進	
1 計画の内容	
基本目標I お互いを尊重しあえる意識づくり	
1 意識改革と普及啓発	6
2 教育・学習の促進	9
基本目標II お互いに参画できる環境づくり	
1 制度・慣行の見直し	11
2 仕事と生活の調和	13
3 女性の職業生活における活躍の推進	15
基本目標III お互いに安心して過ごせる生活づくり	
1 生涯を通じた健康支援	16
2 防災や災害対応における男女共同参画の推進	17
3 あらゆる暴力の根絶と対処	18
2 推進体制と進捗管理	21
3 推進のための数値目標	22
資料編	
・男女共同参画に関するアンケート結果（抜粋）	27
・男女共同参画社会基本法	37
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）	43
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）	43
・岩手県男女共同参画推進条例	44
・大槌町男女共同参画推進委員会設置条例	50
・大槌町男女共同参画推進委員会委員名簿	51
・計画策定経過	52

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画できる社会です。男女があらゆる分野で参画することは、家庭生活を充実させ、職場に活気を与え、人と人とのつながりによって地域が活性化します。

「大槌町男女共同参画推進計画」は、男女共同参画社会の実現に向けた町の取り組みを総合的かつ計画的に推進するために策定する計画です。

2 計画策定の背景

国では、男女共同参画社会の実現に向けた法律として、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」^{*1}が施行されて以降、これまでさまざまな男女共同参画推進の取り組みが行われてきました。

平成 13 年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV^{*2}防止法) が施行され、平成 16 年には、一部改正されるとともに、「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」が策定されました。

平成 27 年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、平成 30 年には、多様な働き方を選択できる社会の実現をめざして、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立するなど、男女共同参画の実現に向けた取り組みを推進しています。

さらに、平成 27 年の国連サミットで採択された SDGs^{*3} (持続可能な開発目標) は 17 の目標から構成されていますが、その目標の一つとして「ジェンダー^{*4}平等の実現」が掲げられており、全国的に持続可能なまちづくりの取り組みが求められているところです。

岩手県では、「男女共同参画社会基本法」の規定に基づき、国の基本計画に則った岩手県の男女共同参画社会づくりに向けた基本計画の策定と総合的な施策の展開が求められていたことを受け、平成 12 年「いわて男女共同参画プラン」を策定し、平成 17 年に見直しを行いました。その後、平成 23 年に新たなプランを策定し、平成 28 年の全面改訂を経て、令和 3 年、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たなプランを策定し、男女共同参画の実現に向け取り組んでいます。

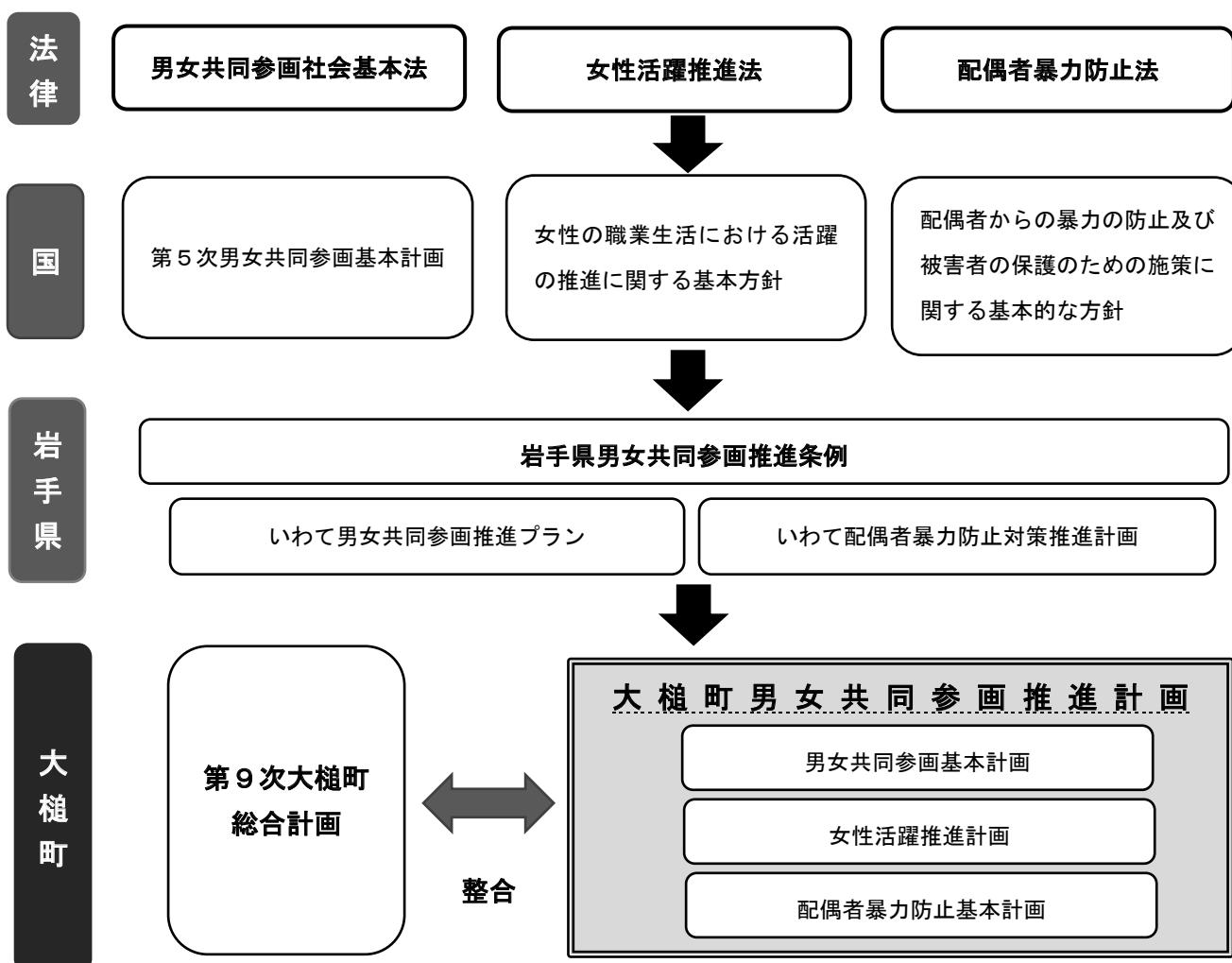
大槌町では、平成 18 年 3 月に、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間を計画期間とした「大槌町男女共同参画プラン おもいやりおおつちプラン」を策定し、男女共同参画の推進に向けたさまざまな取り組みを展開してきました。

平成 23 年 3 月に発災した東日本大震災津波によって、町は甚大な被害を受けました。震災の経験から、男女が共に地域や人命を守っていくことの大切さを改めて考えさせられ、社会情勢が急速に変化していく中で、男性も女性も、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会を目指し、現代の新たな課題にも対応できるよう、大槌町の男女共同参画社会を推進するため、「大槌町男女共同参画推進計画」を策定します。

3 計画の位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」及び「岩手県男女共同参画推進条例」の基本理念を尊重し、大槌町の特性に応じた計画とします。
- (2) 第9次大槌町総合計画の整合を保ちながら、大槌町が行う男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に推進する基本計画とします。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」に定める市町村基本計画を兼ねる計画とします。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に定める市町村推進計画を兼ねる計画とします。

イメージ図



4 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況をみながら、必要に応じて見直しを行います。

※¹ 男女共同参画社会基本法：男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会は「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

※² DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者やパートナーなど親しい関係にある人からの身体的、精神的、性的、経済的、社会的な暴力。

※³ SDGs：平成27年に国連サミットにおいて全会一致で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている国際目標。持続可能な開発を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを基本方針としている。

※⁴ ジェンダー：社会的、文化的習慣によってつくり出された性差。性別分業や、男らしさ、女らしさという人為的につくられたことば。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰もが尊重され 相手を思いやり

お互いに支え合う 男女共同参画社会をめざす

大槌町では、平成18年に「大槌町男女共同参画プラン おもいやりおおつちプラン」を策定し、男女共同参画の推進に向けたさまざまな取り組みを展開してきました。

しかし、性別による固定的な役割分担意識^{※5}、男女の優遇の差はまだ解消されていないのが現状です。また、仕事と家庭の両立において、現実と希望が異なることや、全国的に配偶者や児童へのあらゆる暴力は増加傾向にあり、誰もが安全に安心して生活できる社会には、お互いに思いやり、支え合うことが必要不可欠です。

性別にとらわれることなく、すべての人が尊重され、相手を思いやり、支え合いながら、あらゆる分野において誰もが躍動できる、男女共同参画社会の実現を目指します。



※5 固定的な性別役割分担意識：「男性は仕事、女性は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などに表わされるように、性別によって役割を分担するのが当然、あるいは自然だとする考え方。

2 基本目標および計画の体系

本計画では、基本理念として掲げる男女共同参画社会を実現するために、3つの基本目標を設定し、目標ごとに施策の方向、具体的な施策を次の表のとおり取り組んでいきます。

基本目標	施策の方向	具体的な施策
I お互いを尊重しあえる意識づくり	1 意識改革と普及啓発	(1) 男女共同参画に関する情報提供及び啓発 (2) 個性の尊重と多様性への理解促進
	2 教育・学習の促進	(1) 幼児及び学校教育における男女共同参画の推進 (2) 男女共同参画推進事業の実施
II お互いに参画できる環境づくり	1 制度・慣行の見直し	(1) 職場・生活・地域活動等に関する政策、方針決定の場への女性の参画推進 (2) 女性の人材育成
	2 仕事と生活の調和	(1) ワーク・ライフ・バランス ^{※6} （仕事と生活の調和）実現のための啓発活動 (2) 男性の積極的な家事、育児、介護等への参画促進
	3 女性の職業生活における活躍の推進	(1) 女性の就業やキャリアアップ ^{※7} 等に関する各種情報提供 (2) 快適な職場環境と労働条件の整備
III お互いに安心して過ごせる生活づくり	1 生涯を通じた健康支援	(1) 各種検診の受診促進 (2) 女性の産前産後サポート
	2 防災や災害対応における男女共同参画の推進	(1) 多様性に配慮した避難所運営及び物資の備蓄の推進
	3 あらゆる暴力の根絶と対処	(1) あらゆる暴力の根絶に関する意識啓発 (2) 被害者の相談及び支援体制の充実と啓発

※⁶ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方が選択・実現できる社会」。(仕事と生活の調和推進官民トップ会議「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（2007.12）より)

※⁷キャリアアップ：仕事の能力や専門性を磨いて、社会的に市場価値の高い経験を重ねること。

第3章 計画の推進

1 計画の内容

基本目標Ⅰ お互いを尊重しあえる意識づくり

I-1 意識改革と普及啓発

【施策の方向性】

性別にとらわれず、それぞれの多様な価値観や生き方、個性を認め合い、LGBTQ+^{※8}をはじめとする性的少数者の方々が、心の悩みだけではなく、社会のさまざまな場面において差別的な取扱いを受けることがないよう、正しく理解することが大切です。性の多様性の理解及び支援や、性別等による人権侵害の防止に対する取り組みが必要となります。

また、SDGs（持続可能な開発目標）の目標の一つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、世界中で取り組みが進められています。男女共同参画社会の実現には、国際社会の一員として広い視野を持ち、理解と関心を深めていくことも重要です。

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、ジェンダーに基づく差別や偏見が、個人の尊厳を侵すということを理解することが重要です。

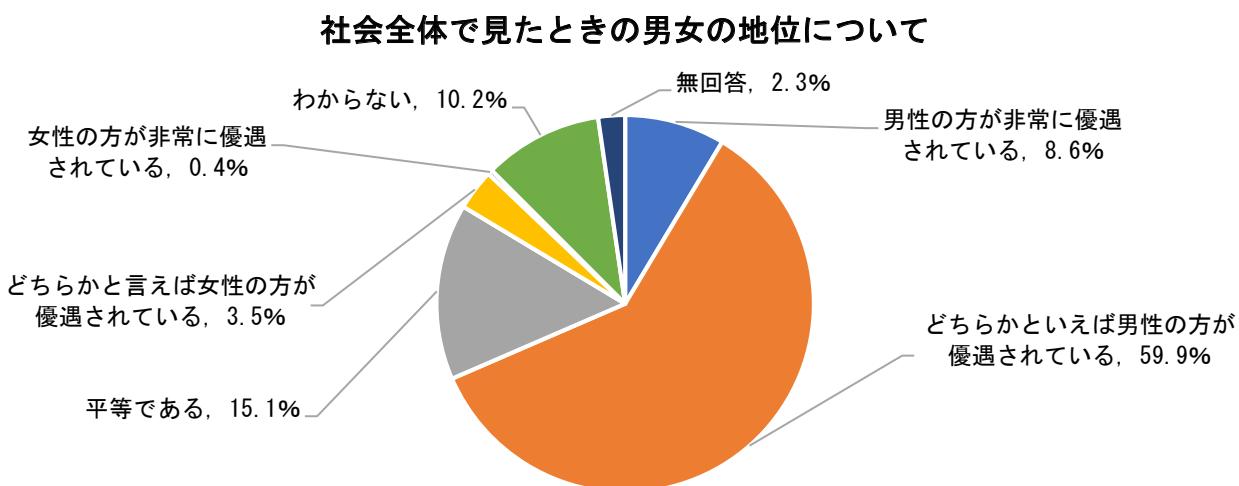
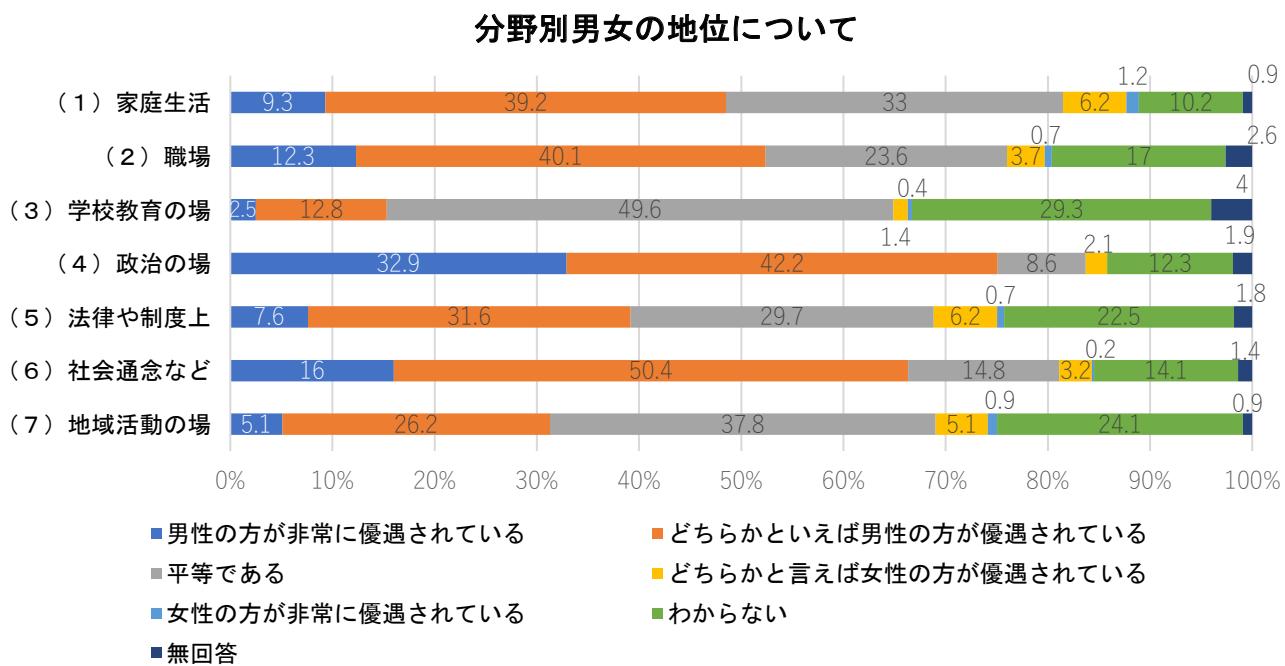
町が行った、男女共同参画に関するアンケート^{※9}では、政治の場、社会の通念や慣行、社会全体において平等と感じている町民が少なく、「男性の方が（非常に・どちらかといえば）優遇されている」と感じている町民が半数以上を占めています。

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方は、時代とともに解消されつつあるものの、年代によってはいまだ根強く固定的な性別役割分担意識が残っているのが現状です。

男女共同参画を正しく理解し、お互いに尊重しあえるよう、意識改革と普及啓発の促進を進め、性の多様性の理解及び支援の一つとして、パートナーシップ制度^{※10}の導入検討や、人権侵害防止の取り組み等を促進します。

あわせて、大槌町ホームページ内に「男女共同参画」カテゴリーを新設し、ホームページ及び広報誌において、情報発信の強化を進めます。

※8 LGBTQ+：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれたときに割り当てられた性別と性自認が異なっている人）、クエスチョンング／クィア（自分の性のあり方について「わからない」「迷っている」「決めたくない」など／性的マイノリティを包括する言葉）の頭文字をとった性的少数者を表す言葉。最後に「+」がついているのは、性はとても多様であり、上記以外にもたくさんの性のあり方があることから、包括的な意味を持たせるため。

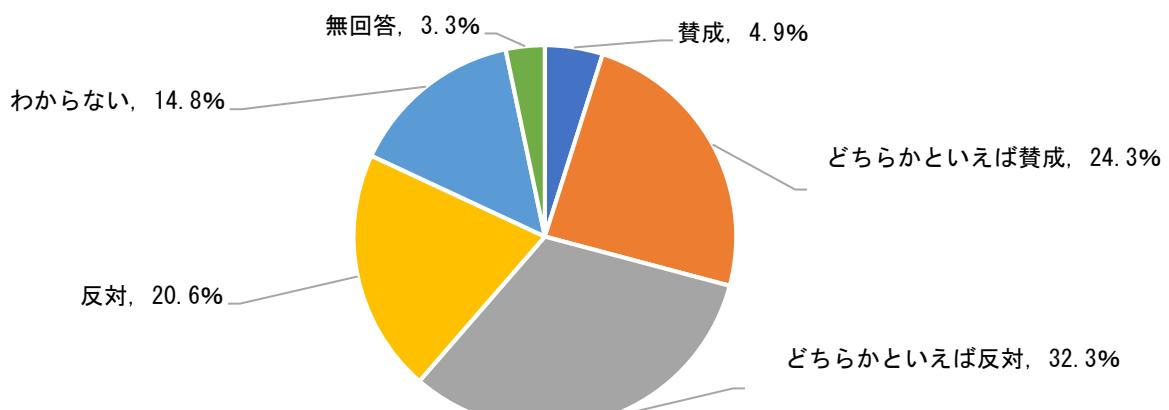


(男女共同参画意識調査 2021)

※⁹男女共同参画に関するアンケート（以下「男女共同参画意識調査」資料 P 27 に掲載）：本計画の制定にあたっては、令和3年10月、無作為抽出により選定された大槌町在中の1,500人に調査回答を依頼し、返信いただいたもののうち、有効回答分についてその結果を反映したものです。

※¹⁰パートナーシップ制度：同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自にL G B T Q + カップルに対して「結婚に相当する関係」とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくなる制度。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



(男女共同参画意識調査 2021)

【具体的な施策、取り組み等】

(1) 男女共同参画に関する情報提供及び啓発

具体的な取り組み	指標	基準値 (R 3)	目標値 (R 9)	担当課
広報誌や町ホームページを活用した情報提供	男女共同参画に関する情報提供や広報誌等への掲載	-	2回／年	
男女共同参画意識調査による実態把握	社会全体でみた場合、男女の地位が平等と思う人の割合	15.1%	20%	総務課

(2) 個性の尊重と多様性への理解促進

具体的な取り組み	指標	基準値 (R 3)	目標値 (R 9)	担当課
国際理解に関する学習指導の実施	国際理解に関する学習を実施した学校数	3校	3校	学務課
ジェンダー平等の実現に向けた意識啓発	「ジェンダー」（社会的・文化的に形成された性別）について、見たり聞いたりしたことがある人の割合	54.7%	81.5%	総務課

基本目標 I-2 教育・学習の促進

【施策の方向性】

幼少期から男女共同参画について正しく理解し、一人ひとりの個性や能力を発揮できるよう、豊かな人間性を育む観点に立った教育を目指します。

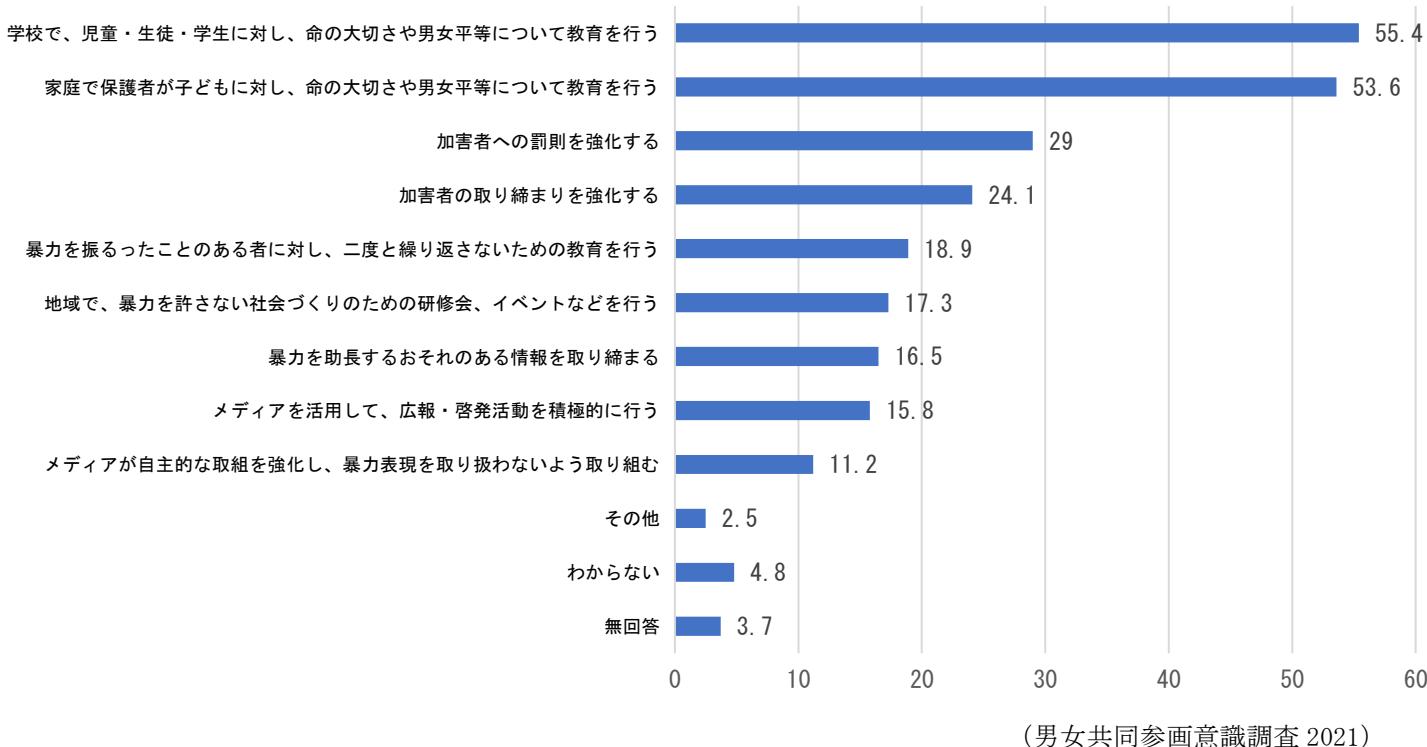
【現状と課題】

男女共同参画意識調査では、女性に対する暴力を防止するためには、どのようなことが必要か尋ねたところ、「学校で、児童・生徒・学生に対し、命の大切さや男女平等について教育を行う」、「家庭で保護者が子どもに対し、命の大切さや男女平等について教育を行う」がそれぞれ5割を超えており、男女共同について教育の大切さを感じている町民が多いことが分かりました。

また、「あなたが見たり聞いたりしたことがある言葉」については、認知度に差があるため、全体的に認知度が上がるよう、男女共同参画推進事業の実施が必要です。

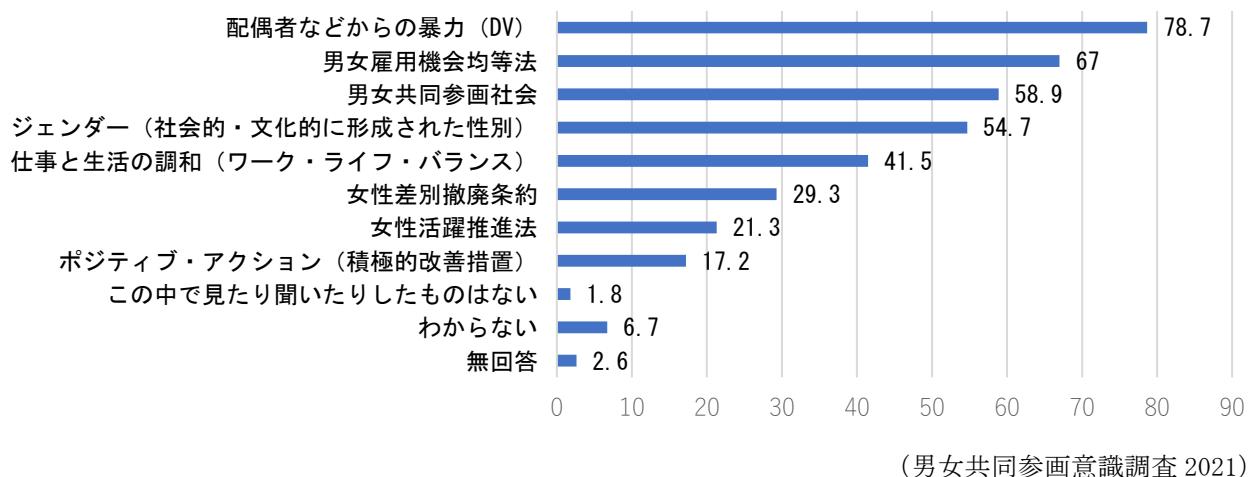
男女共同参画や多様な性についての意識と理解を持ち、社会のあらゆる分野において、お互いを対等な人格として認め、尊重し合うことが大切です。人格形成の基礎を築く幼少期から家庭や学校において、発達段階に応じた意識づけやその重要性についての教育が不可欠となってきます。

女性に対する暴力を防止するために必要なこと



(男女共同参画意識調査 2021)

見たり聞いたりしたことのある言葉



【具体的な施策、取り組み等】

(1) 幼児及び学校教育における男女共同参画の推進				
具体的な取り組み	指標	基準値 (R 3)	目標値 (R 9)	担当課
幼児及び学校教育における「男女平等」「人権尊重」等に係る学習指導の実施	幼児教育において、男女共同参画等に関する学習を実施した学校数	-	6 施設	健康福祉課
	学校教育において、男女共同参画等に関する学習を実施した保育施設数	3 校	3 校	学務課

(2) 男女共同参画推進事業の実施				
具体的な取り組み	指標	基準値 (R 3)	目標値 (R 9)	担当課
男女共同参画に関するセミナー及び研修会の周知	男女共同参画に関するセミナー及び研修会に係る情報提供や広報誌等への掲載	-	2回／年	総務課

基本目標Ⅱ お互いに参画できる環境づくり

Ⅱ-1 制度・慣行の見直し

【施策の方向性】

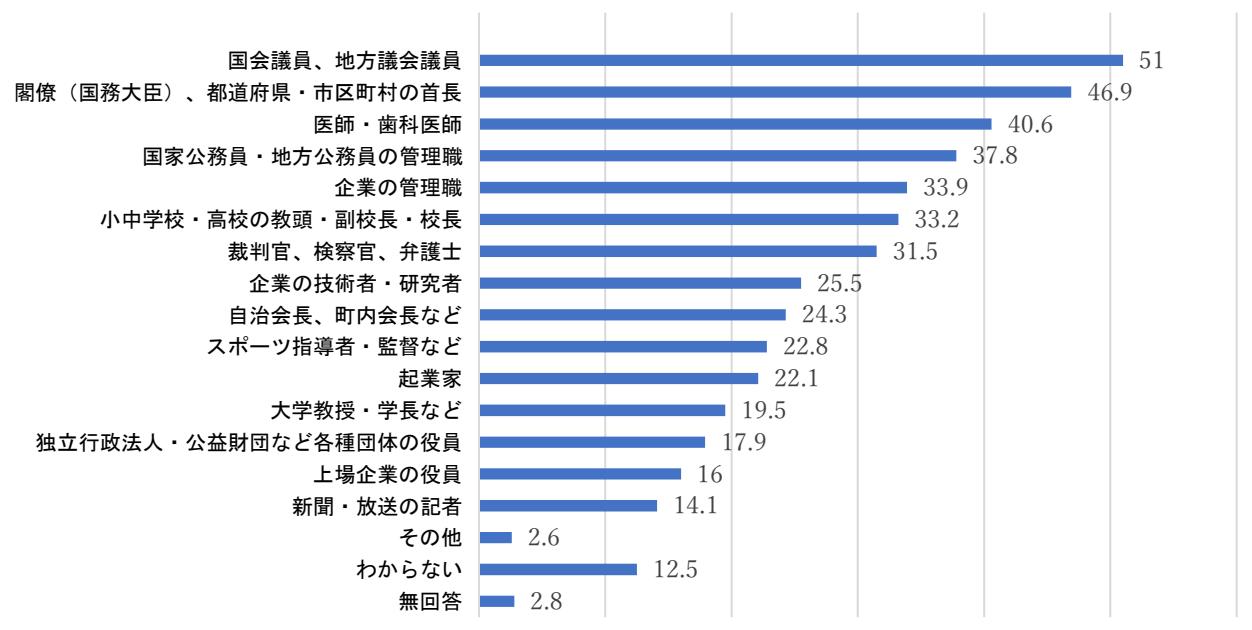
人口減少が進む中、地域社会が持続的に発展するためには、あらゆる分野で女性が意思決定過程に参画し、多様なニーズや意見を反映させていくことが重要です。職場・生活・地域活動等において、女性が積極的に参画し、能力を発揮できる社会を目指します。

【現状と課題】

男女共同参画意識調査では、今後女性が増えたほうが良いと思う職業や役割に関しては、「国會議員、地方議会議員」とする回答が最も多く、「閣僚（国務大臣）、都道府県・市区町村の首長」や、「国家公務員・地方公務員の管理職」、「企業の管理職」が上位となり、女性の参画を望む声があります。

現状では、職場や生活、身近な暮らしの場である地域活動等において、意思決定の場には男性が多いことから、複数の女性が参画し男女双方の意見を方針決定に反映できる環境が必要となります。

今後女性がもっと増える方が良いと思う職業や役職



(男女共同参画意識調査 2021)

【具体的な施策、取り組み等】

(1) 職場・生活・地域活動等における政策、方針決定の場への女性の参画推進				
具体的な取り組み	指標	基準値 (R 3)	目標値 (R 9)	担当課
審議会等の委員を委嘱する際の女性登用の促進	町の審議会等 ^{※11} の委員に占める女性の割合	25%	30%	総務課

(2) 女性の人材育成				
具体的な取り組み	指標	基準値 (R 3)	目標値 (R 9)	担当課
女性の人材育成に関するセミナーや研修会等の周知	女性の人材育成に関するセミナー及び研修会に係る情報提供や広報誌等への掲載	-	2回／年	総務課

※¹¹ 町の審議会等：地方自治法第202条の3より、調停、審査、審議、又は調査等を行うために設置された普通地方公共団体における執行機関の付属機関のこと。例）市町村防災会議、市町村都市計画審議会等

II-2 仕事と生活の調和

【施策の方向性】

男女がお互いに個性と能力を発揮し、仕事と家庭の両立を実現させるためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が必要です。女性が過度な家事責任を負うことなく、男性の積極的な家事・育児・介護への参画を促進し、お互いに参加できる環境づくりを進めます。

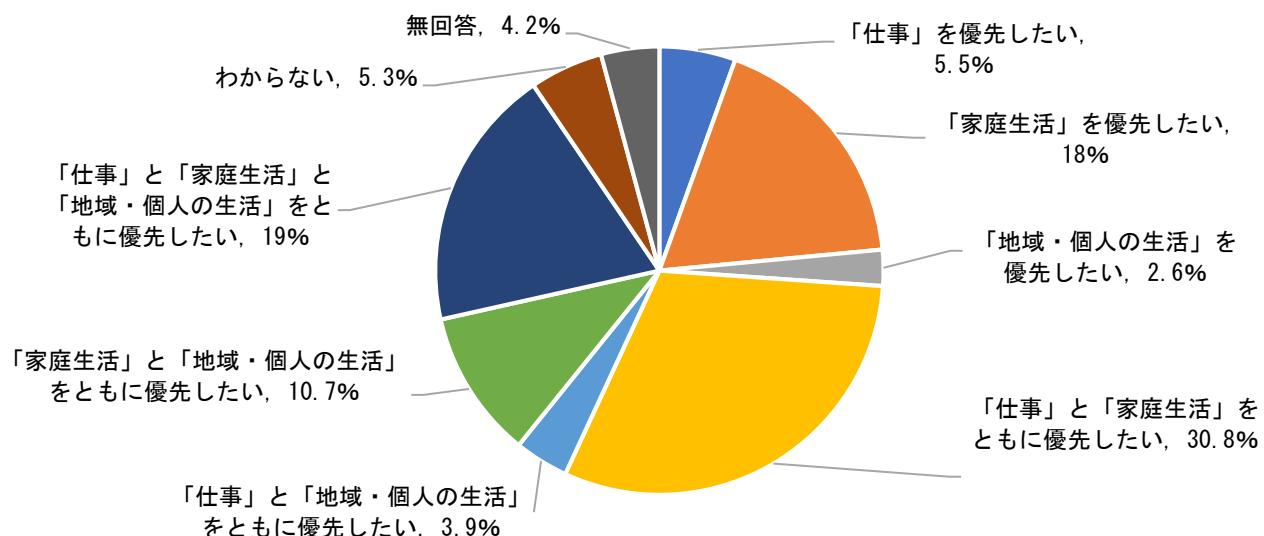
【現状と課題】

男女共同参画意識調査では、育児、介護などの家庭で担われている役割について、育児及び介護に関しては「外部サービスを利用しながら、それ以外は自分と配偶者で半分ずつ分担」、育児・介護以外の家事に関しては「自分と配偶者で半分ずつ分担（外部サービスは利用しない）」とする回答がそれぞれ最も多く、育児・介護においては、多くの町民が外部サービスの利用をしていることが分かりました。男女別の回答を比較すると、外部サービスを利用する場合、利用しない場合共に、「自分が配偶者より多く分担」の回答は女性が多く、「配偶者の方が自分より多く分担」の回答は男性が多く、女性の方が多く負担している現状が見えました。

また、生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度については、希望は男女ともに「仕事と家庭生活をともに優先したい」が最も多い回答に対し、現実・現状は男性「仕事を優先している」、女性「家庭生活を優先している」が最も多い回答となりました。

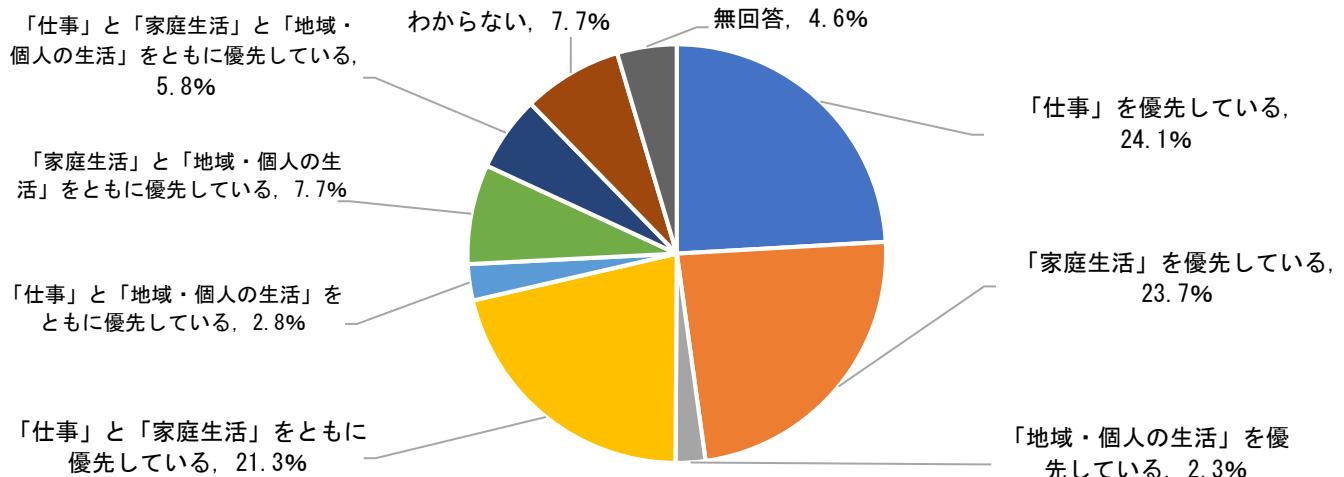
男女ともに仕事と家庭において、それぞれの希望に近づけるよう、各種サービスの充実が必要となります。

生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度における【希望】



(男女共同参画意識調査 2021)

生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度における【現実・現状】



(男女共同参画意識調査 2021)

【具体的な施策、取り組み等】

(1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)実現のための啓発活動				
具体的な取り組み	指標	基準値 (R 3)	目標値 (R 9)	担当課
事業所でのワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取り組み促進	事業所でのワーク・ライフ・バランスに係る情報提供や広報誌等への掲載	-	2回/年	産業振興課
農林水産業における男女共同参画の情報提供及び周知	一次産業における女性就業者の割合 (R 2. 10. 2 時点)	28.1%	38.8%	
ひとり親家庭に対する支援制度の周知徹底	ひとり親家庭に対する支援制度に係る情報提供や広報誌等への掲載	-	2回/年	健康福祉課

(2) 男性の積極的な家事、育児、介護等への参画促進				
具体的な取り組み	指標	基準値 (R 3)	目標値 (R 9)	担当課
男性の積極的な家事、育児、介護等への参画促進に向けた情報提供及び周知	男性の積極的な家事、育児、介護等への参画促進に向けた情報提供や広報誌等への掲載	-	2回/年	総務課

II-3 女性の職業生活における活躍の推進

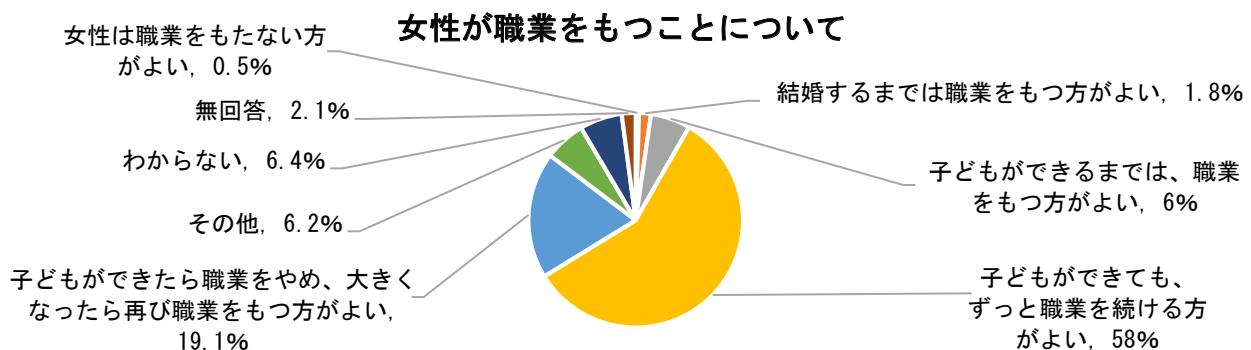
【施策の方向性】

女性が職業生活において活躍できるよう、キャリアアップにつながる研修やセミナーを周知し、女性の活躍の場を推進します。

【現状と課題】

少子高齢化社会において労働人口の減少が見込まれる中、女性の労働力の期待が高まっており、女性の活躍が求められています。

男女共同参画意識調査では、女性が職業をもつことについて、「子供ができるても、ずっと職業を続ける方がよい」という回答が6割弱を占めており、女性が安心して働き、活躍できる環境の推進が必要です。



(男女共同参画意識調査 2021)

【具体的な施策、取り組み等】

(1) 女性の就業やキャリアアップ等に関する各種情報提供				
具体的な取り組み	指標	基準値 (R 3)	目標値 (R 9)	担当課
女性活躍推進に関するセミナーや研修会の周知	女性活躍推進に係るセミナー及び研修会の情報提供や広報誌等への掲載	-	2回／年	産業振興課

(2) 快適な職場環境と労働条件の整備				
具体的な取り組み	指標	基準値 (R 3)	目標値 (R 9)	担当課
ハローワーク釜石との連携拡大	ハローワーク釜石との情報交換会	6回／年	6回／年	産業振興課
男女共同参画意識調査による実態把握	職場において、男女の地位が平等だと思う人の割合	23.6%	30%	総務課

基本目標Ⅲ お互いに安心して過ごせる生活づくり

Ⅲ-1 生涯を通じた健康支援

【施策の方向性】

男女がお互いの身体的差を十分に理解し合い、思いやりを持って生きることは、男女共同参画の基盤となります。一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らすためには、各種検診の体制強化、適切な自己管理とそれを補完する健康相談体制を充実させ、誰もが安心して過ごせる環境づくりを促進します。

【現状と課題】

各種がん検診において、受診勧奨を行い、受診率を向上させ、病気の発症予防、病気の早期発見・早期治療の促進が必要です。

また、女性は妊娠、出産、更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて健康上の問題に直面することが多いため、心身の不調や出産・育児などの不安や負担を少しでも軽減するための仕組みとして、各種相談機能の充実と連携が望まれます。

【具体的な施策、取り組み等】

(1) 各種検診の受診促進

具体的な取り組み	指標	基準値 (R 3)	目標値 (R 9)	担当課
検診に係る情報提供や広報誌等への掲載による周知徹底	乳がん検診受診率	23.4%	50%	健康福祉課
	子宮頸がん検診受診率	14.7%	50%	

(2) 女性の産前産後サポート

具体的な取り組み	指標	基準値 (R 3)	目標値 (R 9)	担当課
女性の産前産後サポート事業の促進	産前産後サポート事業実施率	83.3%	100%	健康福祉課

III-2 防災や災害対応における男女共同参画の推進

【施策の方向性】

近年増加する地震や豪雨等の災害に備え、災害復旧や避難所運営において、男女の違いや多様性に配慮した対策が必要です。防災・減災体制及び災害支援体制の強化に努めます。

【現状と課題】

東日本大震災津波避難生活において、岩手県へ男女共同参画の視点が欠けていたことによる困難があったとの報告があります。大槌町防災会議における女性委員を増やし、様々な視点や意見を計画に反映する必要があります。

【具体的な施策、取り組み等】

(1) 多様性に配慮した避難所運営及び物資の備蓄の推進				
具体的な取り組み	指標	基準値 (R3)	目標値 (R9)	担当課
大槌町防災会議における積極的な女性の登用推進	大槌町防災会議における女性委員の割合	14.9%	25%	防災対策課

III-3 あらゆる暴力の根絶と対処

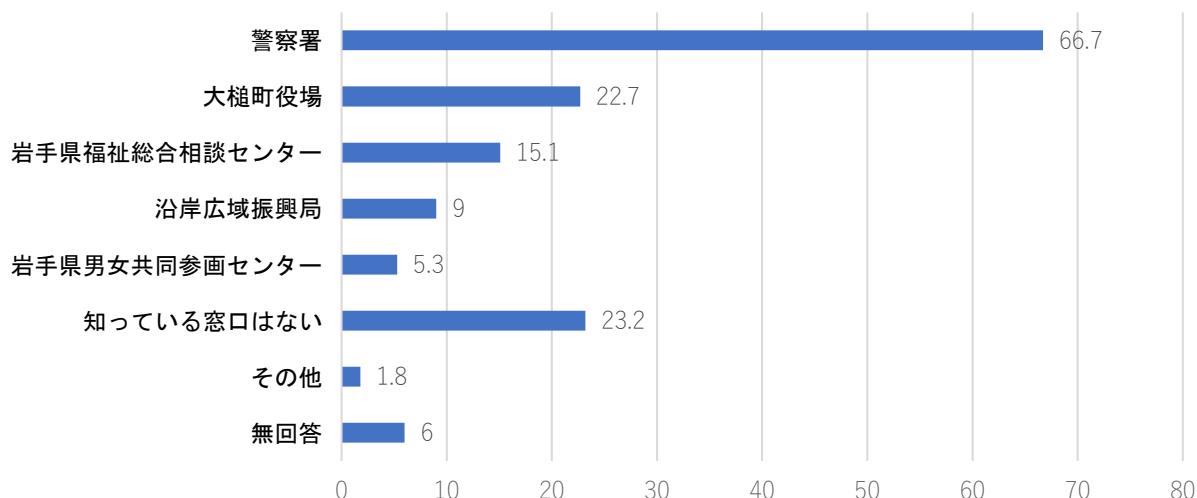
【施策の方向性】

個人の人権に対する重大かつ深刻な侵害であるDVは、身体的暴力だけでなく、心理的攻撃、性的強要及び経済的圧迫など、様々な形で社会に存在しています。また、児童虐待問題も深刻化しており、いかなる状況にあっても、子どもが理不尽な虐待を受けることがあってはなりません。被害者が相談しやすい環境づくり、専門機関との連携など、被害者の救済支援体制を整備し、その周知を図ります。

【現状と課題】

弱者へのあらゆる暴力は依然として深刻な状況にあります。男女共同参画意識調査では、DVを受けた際に相談できる窓口については「警察署」が最も多く、2番目に多い回答は「知っている窓口はない」となっており、相談体制の認知度の低さが目立ちました。支援体制の充実や相談窓口の周知徹底を行い、暴力のない社会を目指す必要があります。

相談できる窓口について



(男女共同参画意識調査 2021)

【具体的な施策、取り組み等】

(1) あらゆる暴力の根絶に関する意識啓発

具体的な取り組み	指標	基準値 (R 3)	目標値 (R 9)	担当課
あらゆる暴力の根絶に向けたセミナーや研修会等の周知	あらゆる暴力の根絶に関するセミナー及び研修会の情報提供や広報誌等への掲載	-	2回／年	健康福祉課

(2) 被害者の相談及び支援体制の充実と啓発

具体的な取り組み	指標	基準値 (R 3)	目標値 (R 9)	担当課
DV及び児童家庭相談に関する窓口の周知	被害者への支援制度及び相談窓口に関する情報提供や広報誌等への掲載			
あらゆる暴力による被害者の支援制度の周知		1回／年	2回／年	健康福祉課

【各種相談機関】

配偶者やパートナー、大人から子どもへの暴力は犯罪行為をも含む重大な人権侵害です。ひとりで悩まないでご相談ください。下記相談機関では、異なる時間帯で相談窓口を設置していますので、ご自身の都合の良い時間帯で相談できます。相談は無料です。秘密は厳守します。

●配偶者暴力相談支援センター

◆岩手県福祉総合相談センター

月～金 午前9時00分から午後4時00分 019-629-9610

夜間 午後5時45分から午後9時40分 019-652-4152

土日祝 午前9時00分から午後9時40分 同上

◆岩手県男女共同参画センター 019-606-1762

水・木・土・日・祝 午前9時00分から午後4時00分

火・金 午後1時00分から午後8時00分

◆もりおか女性センター 019-604-3304

月・火・金 午前10時00分から午後5時00分

水・木 午前10時00分から午後8時00分

◆沿岸広域振興局本局保健福祉環境部（釜石） 0193-25-2713

月～金 午前8時30分から午後5時00分

●児童虐待関係機関

◆岩手県宮古児童相談所 0193-62-4059

月～金 午前8時30分から午後5時15分

◆児童相談所虐待対応ダイヤル 189 ※一部のIP電話からはつながりません

近くの児童相談所につながります

■身の危険を感じたら迷わず警察へ（24時間対応）

◆岩手県警察本部生活安全企画課子ども女性安全対策室 019-653-0110

◆釜石警察署 0193-25-0110

■大槌町役場（電話または来庁のうえ直接相談も受付けています）

◆健康福祉課 地域福祉班 0193-42-8715

月～金 午前8時30分から午後5時15分

※町の休日（土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで）を除く

2 推進体制と進捗管理

(1) 推進体制

この計画は、大槌町の男女共同参画社会の実現を目指して、当町が進めるべき施策の方向を明らかにしたものです。

そのためには、行政の取り組みはもとより、住民・企業・団体など、当町に関わっている全ての人々が計画の趣旨を理解し、ともに取り組みを進めていく必要があります。それぞれの立場で、自発的に行動する力をもてるようそれらの活動を支援し、ネットワークづくりを促進するとともに、住民の意見を町政に反映させるよう努めます。

●町民との推進体制

計画の推進が実効性のある取り組みとなるよう、「大槌町男女共同参画推進委員会」から意見や提言を受け、施策の充実に努めます。

●役場庁内の推進体制

男女共同参画の推進に係る取り組みは、広範囲の分野にわたることから、庁内関係部署が連携を図りながら、男女共同参画の視点を各施策に盛り込んでいきます。

●住民・企業・各種団体等との連携

男女共同参画社会の実現は、住民一人ひとりが問題意識をもち、その解決に向け身近なところから実践していくことが基本となります。学習機会や情報の提供に努め、男女共同参画の推進に取り組む団体、個人と連携し、施策の推進に努めます。

●関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて一体となった取り組みができるよう、国や県、関係機関との連携を図り、情報提供や協力を得ながら計画を推進していきます。

(2) 進捗管理

計画の実績と関連事業等について毎年度調査し、取り組み状況の確認を行います。

また、大槌町男女共同参画推進委員会を毎年度開催し、計画の取り組み状況の報告及び計画推進に関する意見や情報の交換を行い、計画推進に反映させていきます。

3 推進のための数値目標

基本目標Ⅰ お互いを尊重しあえる意識づくり

I-1 意識改革と普及啓発

(1) 男女共同参画に関する情報提供及び啓発

指標	基準値 (R3)	目標値 (R9)	目標値設定の考え方	担当課
男女共同参画に関する情報提供や広報誌等への掲載	-	2回／年	継続的に男女共同参画に関する意識改革と普及啓発を図るため、半期に一回ずつの掲載を目標として設定します。	総務課
社会全体でみた場合、男女の地位が平等と思う人の割合	15.1%	20%	県の「いわて男女共同参画推進プラン」における目標値20%を目指し、設定します。	

(2) 個性の尊重と多様性への理解促進

指標	基準値 (R3)	目標値 (R9)	目標値設定の考え方	担当課
国際理解に関する学習を実施した学校数	3校	3校	町内全小中学校で実施しており、今後も継続することを目標とします。	学務課
「ジェンダー」(社会的・文化的に形成された性別)について、見たり聞いたりしたことがある人の割合	54.7%	81.5%	内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」より、用語の周知度が最も高い用語(DV: 81.5%)を目標として、設定します。	総務課

I-2 教育・学習の促進

(1) 幼児及び学校教育における男女共同参画の推進

指標	基準値 (R3)	目標値 (R9)	目標値設定の考え方	担当課
学校教育において、男女共同参画等に関する学習を実施した学校数	3校	3校	町内全小中学校で実施しており、今後も継続することを目標とします。	学務課
幼児教育において、男女共同参画等に関する学習を実施した保育施設数	-	6施設	町内全施設での実施を目標とします。	健康福祉課

(2) 男女共同参画の推進事業の実施

指標	基準値 (R3)	目標値 (R9)	目標値設定の考え方	担当課
男女共同参画に関するセミナー及び研修会に係る情報提供や広報誌等への掲載	-	2回／年	継続的に男女共同参画に関するセミナー等を周知するため、半期に一回ずつの掲載を目標として設定します。	総務課

基本目標Ⅱ お互いに参画できる環境づくり

II-1 制度・慣行の見直し

(1) 職場・生活・地域活動等における政策、方針決定の場への女性の参画推進

指 標	基準値 (R3)	目標値 (R9)	目標値設定の考え方	担当課
町の審議会等の委員に占める女性の割合	25%	30%	「いわて男女共同参画推進プラン」において、基準値から目標値を5%アップした設定をしていることから、同様に5%アップの目標値を設定します。	総務課

(2) 女性の人材育成

指 標	基準値 (R3)	目標値 (R9)	目標値設定の考え方	担当課
女性の人材育成に関するセミナー及び研修会に係る情報提供や広報誌等への掲載	-	2回／年	継続的に女性の人材育成に関するセミナー等の周知を行うため、半期に一回ずつの掲載を目標として設定します。	総務課

II-2 仕事と生活の調和

(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現のための啓発活動

指 標	基準値 (R3)	目標値 (R9)	目標値設定の考え方	担当課
事業所でのワーク・ライフ・バランスに係る情報提供や広報誌等への掲載	-	2回／年	商工会と連携し、継続的に事業者向けの情報発信や制度活用の促進を図るため、半期に一回ずつの掲載を目標として設定します。	
一次産業における女性就業者の割合	28.1% (R2.10.2)	38.8%	令和2年「国勢調査」の一次産業における女性就業者の割合において、県数値38.8%を目標として、設定します。	産業振興課
ひとり親家庭に対する支援制度に係る情報提供や広報誌等への掲載	-	2回／年	継続的にひとり親家庭に対する支援制度の周知を図るため、半期に一回ずつの掲載を目標として設定します。	健康福祉課

(2) 男性の積極的な家事、育児、介護等への参画促進

指 標	基準値 (R3)	目標値 (R9)	目標値設定の考え方	担当課
男性の積極的な家事、育児、介護等への参画促進に向けた情報提供や広報誌等への掲載	-	2回／年	継続的に男性の積極的な家事、育児、介護等への参画促進を図るため、半期に一度ずつの掲載を目標として設定します。	総務課

II-3 女性の職業生活における活躍の推進

(1) 女性の就業やキャリアアップ等に関する各種情報提供

指 標	基準値 (R3)	目標値 (R9)	目標値設定の考え方	担当課
女性活躍推進に係るセミナー及び研修会の情報提供や広報誌等への掲載	-	2回／年	継続的に女性活躍推進に関するセミナー等を周知するため、半期に一回ずつの掲載を目標として設定します。	産業振興課

(2) 快適な職場環境と労働条件の整備

指 標	基準値 (R3)	目標値 (R9)	目標値設定の考え方	担当課
ハローワーク釜石との情報交換会	6回／年	6回／年	ハローワーク釜石と情報交換会を実施しており、今後も継続することを目標とします。	産業振興課
職場において、男女の地位が平等だと思う人の割合	23.6%	30%	県の「いわて男女共同参画推進プラン」における目標値30%を目指し、設定します。	総務課

基本目標III お互いに安心して過ごせる生活づくり

III-1 生涯を通じた健康支援

(1) 各種検診の受診促進

指 標	基準値 (R3)	目標値 (R9)	目標値設定の考え方	担当課
乳がん検診受診率	23.4%	50%	国の「がん対策推進基本計画」における目標値50%を目指し、設定します。	健康福祉課
子宮頸がん検診受診率	14.7%	50%		

(2) 女性の産前産後サポート

指 標	基準値 (R3)	目標値 (R9)	目標値設定の考え方	担当課
産前産後サポート事業実施率	83.3%	100%	産前産後サポート事業において、実施率100%を目指し、設定します。	健康福祉課

III-2 防災や災害対応における男女共同参画の推進

(1) 多様性に配慮した避難所運営及び物資の備蓄の推進

指 標	基準値 (R3)	目標値 (R9)	目標値設定の考え方	担当課
大槌町防災会議における女性委員の割合	14.9%	25%	県内町村においては最も高い割合とし、県内全体でも上位5市町村となるよう、目標値25%を設定します。	防災対策課

III-3 あらゆる暴力の根絶と対処

(1) あらゆる暴力の根絶に関する意識啓発

指 標	基準値 (R3)	目標値 (R9)	目標値設定の考え方	担当課
あらゆる暴力の根絶に関するセミナー及び研修会の情報提供や広報誌等への掲載	-	2回／年	継続的にあらゆる暴力の根絶に関する意識啓発を図るため、半期に一回ずつの掲載を目標として設定します。	健康福祉課

(2) 被害者の相談及び支援体制の充実と啓発

指 標	基準値 (R3)	目標値 (R9)	目標値設定の考え方	担当課
被害者への支援制度及び相談窓口に関する情報提供や広報誌等への掲載	1回／年	2回／年	国が定める「児童虐待防止推進月間」(11月) 及び「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)において、情報提供を行っており、今後は更なる周知を目指し、半期に一回ずつの掲載を目標として設定します。	健康福祉課

資 料 編

男女共同参画に関するアンケート結果【抜粋】

【アンケートの概要】

1. 調査の目的

大槌町男女共同参画推進計画の基礎資料とするために、町民の意識や意見を把握することを目的とした。

2. 調査対象と方法

調査対象として、町内在住の18歳以上の方々から、1,500人を無作為に抽出した。

配付と回収の方法は、アンケートに返信用封筒を同封し、郵送による調査依頼及び回収とした。

3. 調査期間

令和3年（2021）年10月5日から令和3年（2021）年10月19日

4. 回収率

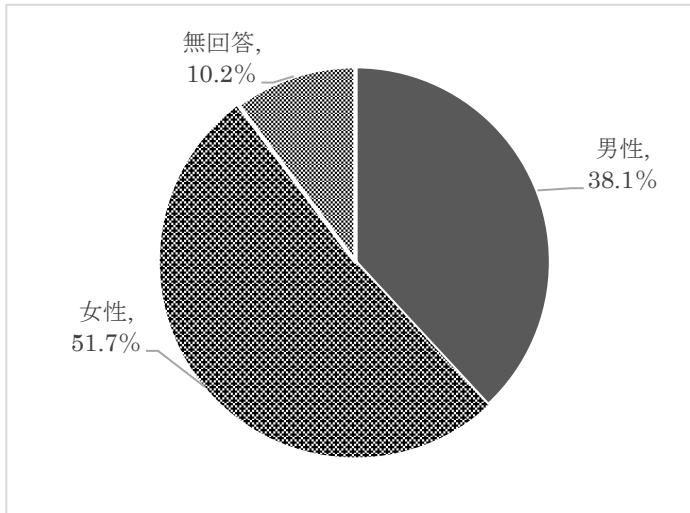
送付件数	1,500 件
回収件数	569 件
回収率	37.9%

5. 集計について

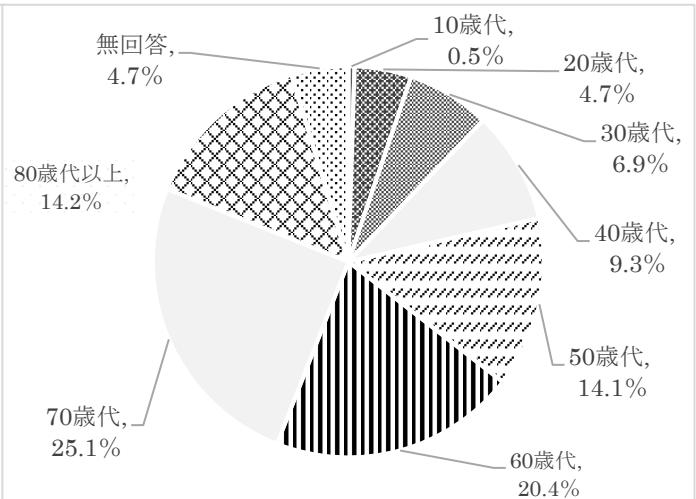
- (1) 選択数を超過して回答している項目については、無効票とし、集計時の母数から除外した。
- (2) 複数回答にて、「わからない」を選択していても、他の選択肢を選んでいた場合は、「わからない」を削除し、選択した項目を優先して集計した。
- (3) 複数回答（2つ以上選んでよい選択可能な設問）においては、%の合計が100%を超える場合がある。

【回答者の属性】

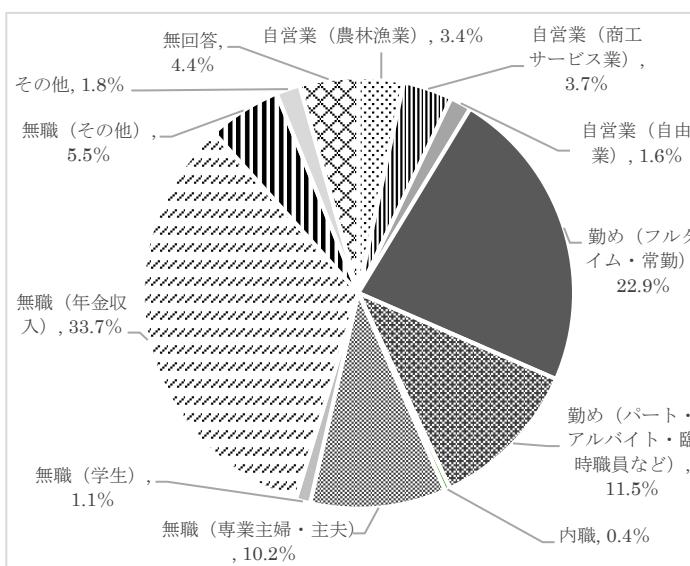
(1) 性別



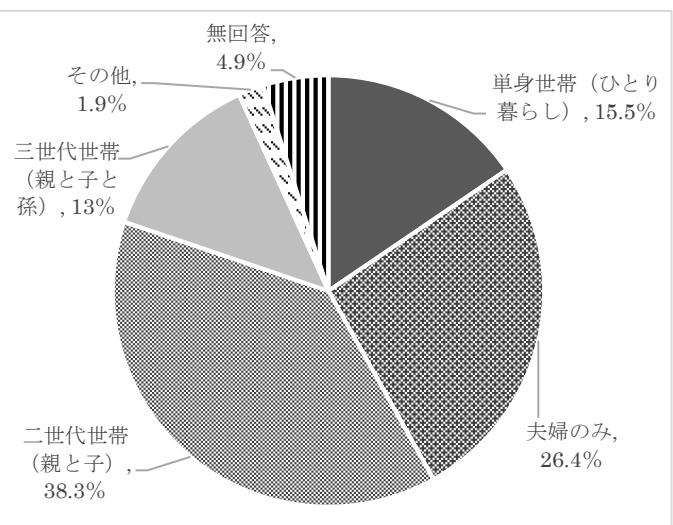
(2) 年齢



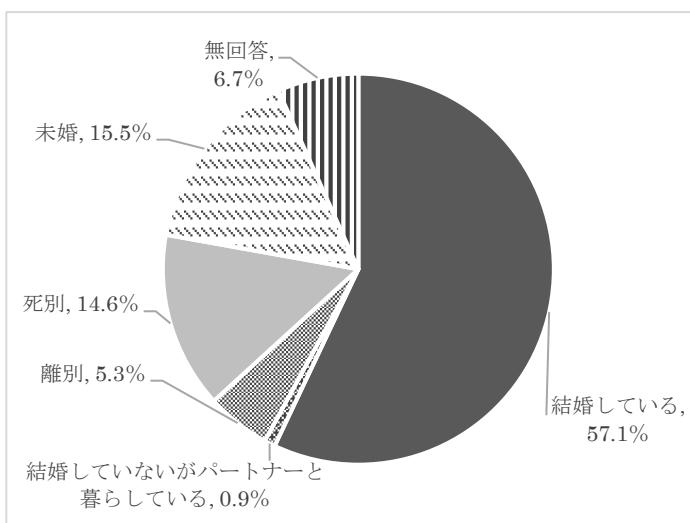
(3) 主たる職業



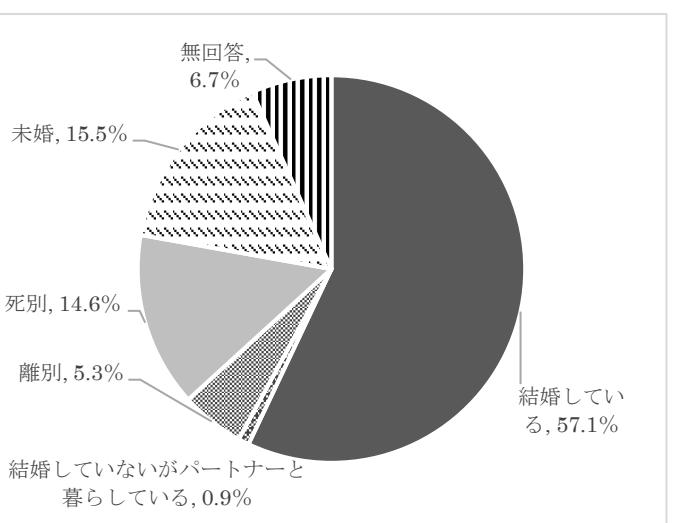
(4) 家族構成



(5) 未・既婚



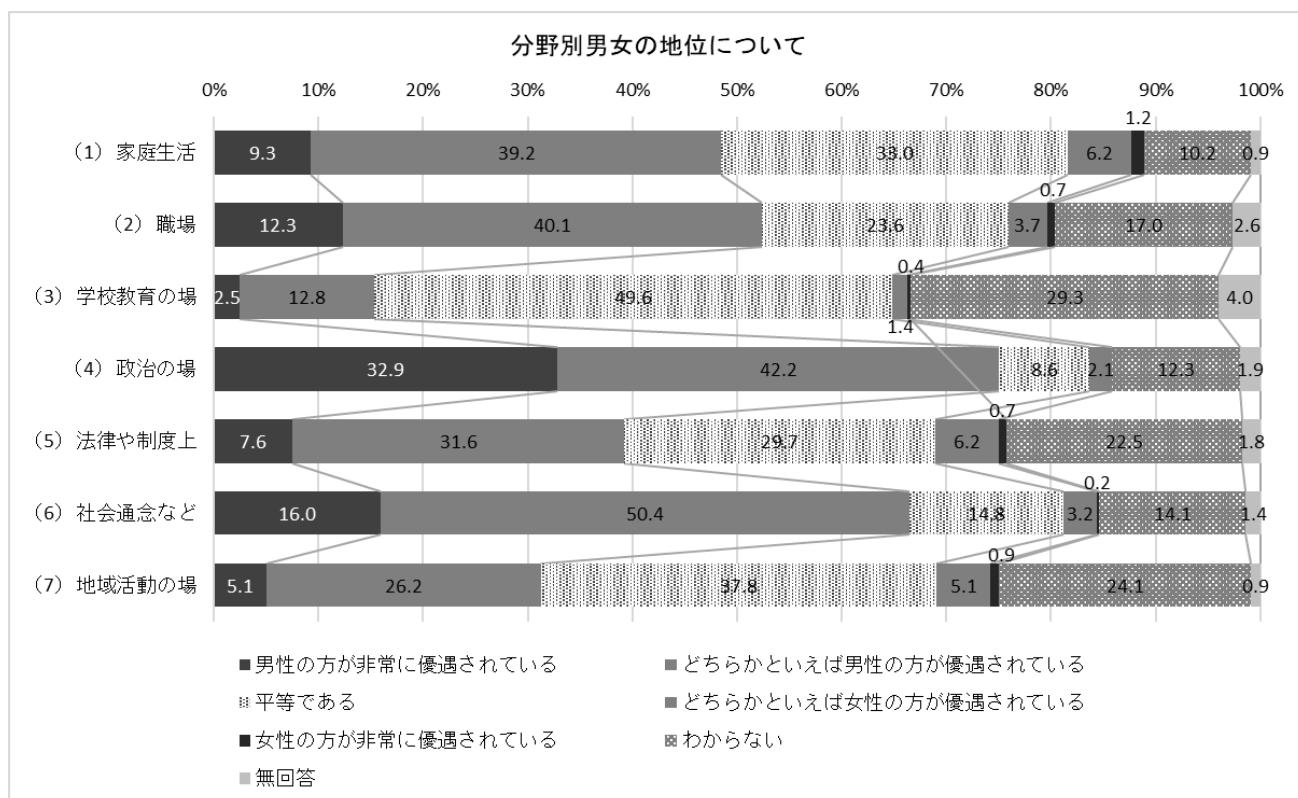
(6) 子どもの有無



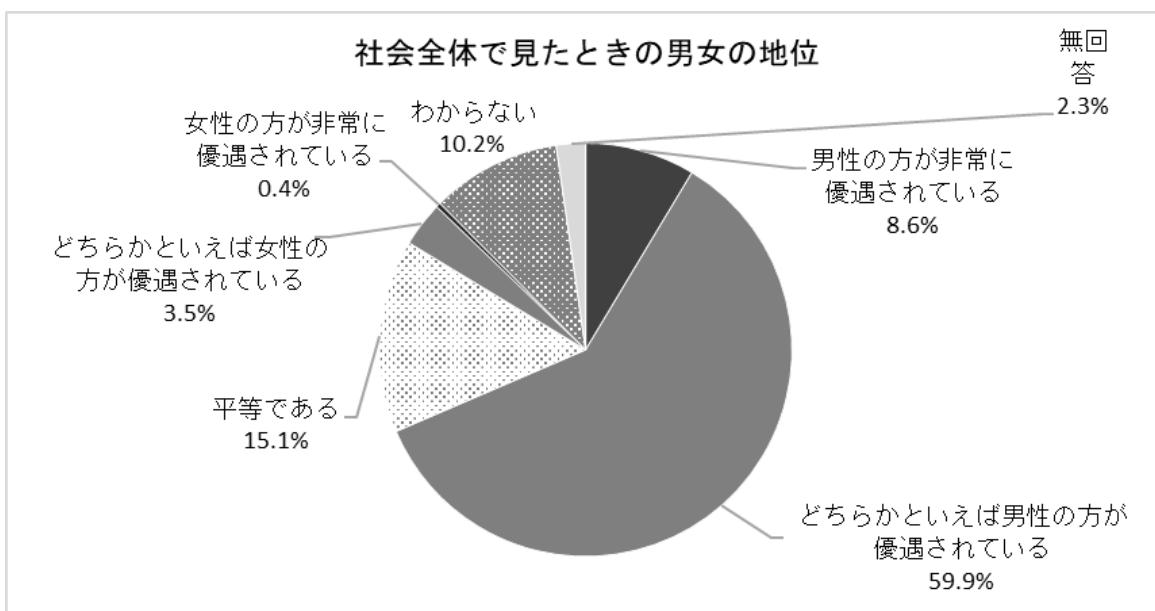
【回答結果】

1. 男女共同参画社会に関する意識について

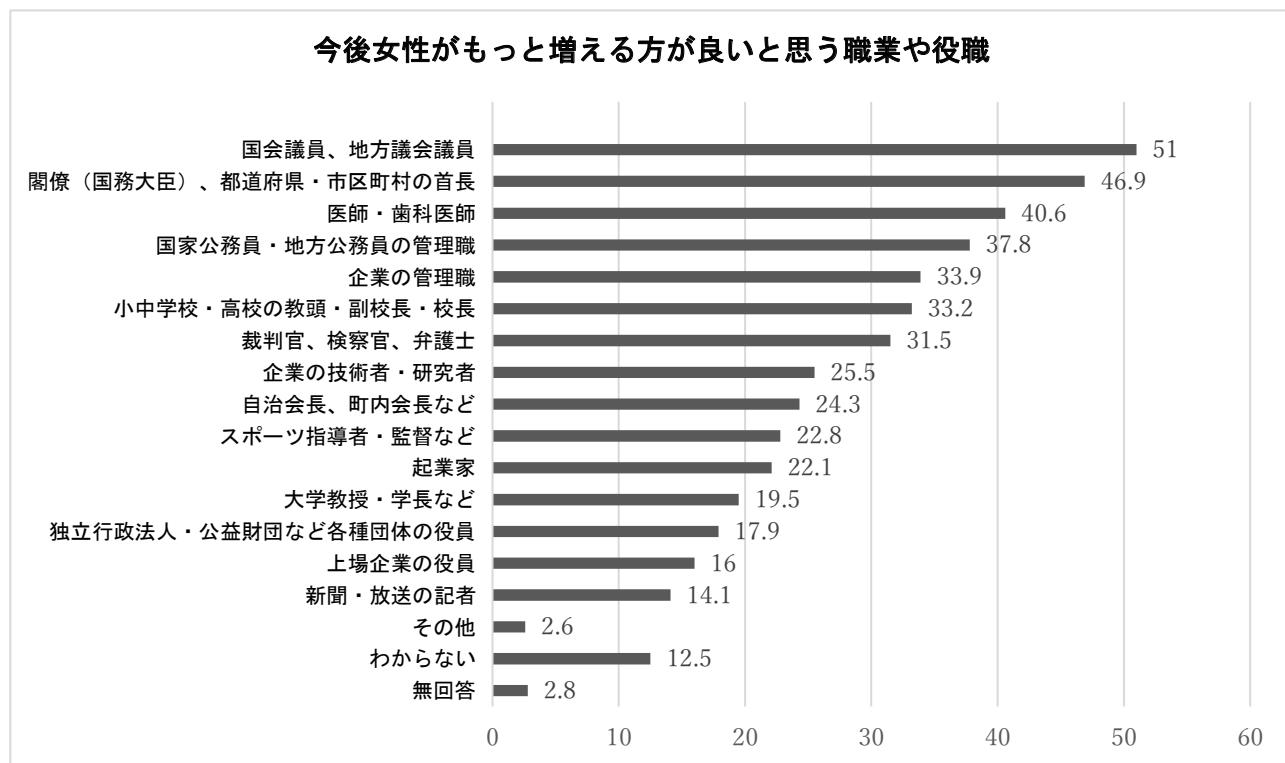
問1. あなたは、今の社会で次の(1)～(7)の各分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。選択肢1～6の中から、あなたの気持ちに最も近いものを、それぞれ1つだけお選びください。



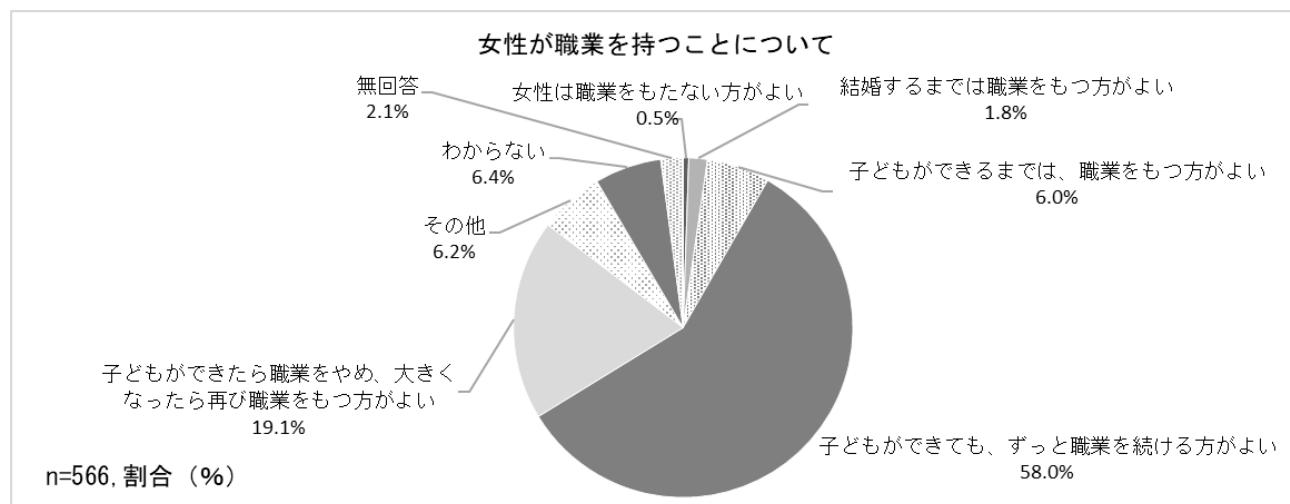
問2. あなたは、社会全体でみた場合には、男女の地位は平等になっていると思いますか。選択肢1～6の中から、あなたの気持ちに最も近いものを、1つだけお選びください。



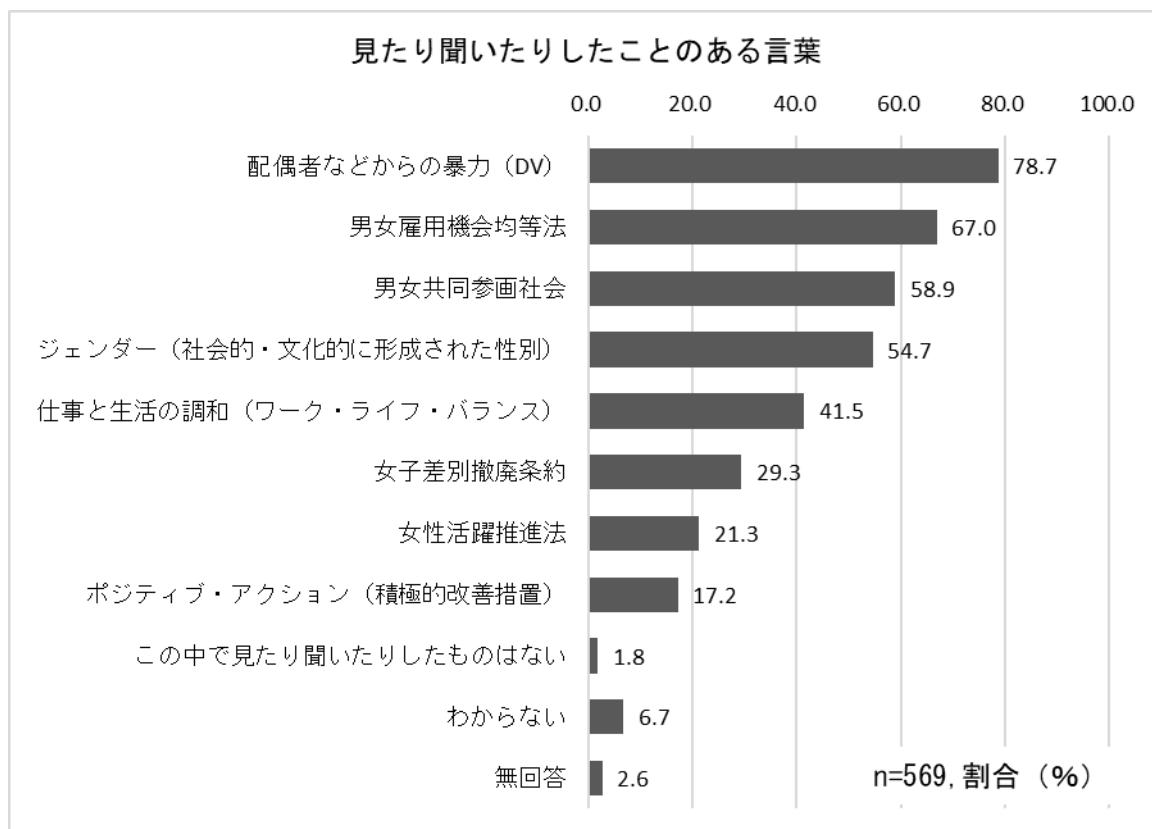
問3. あなたが、次にあげるような職業や役職において今後女性がもっと増える方が良いと思うのはどれですか。以下のなかから、あてはまると思うもの全てをお選びください。



問4. 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどうお考えですか。この中から1つだけお選びください。

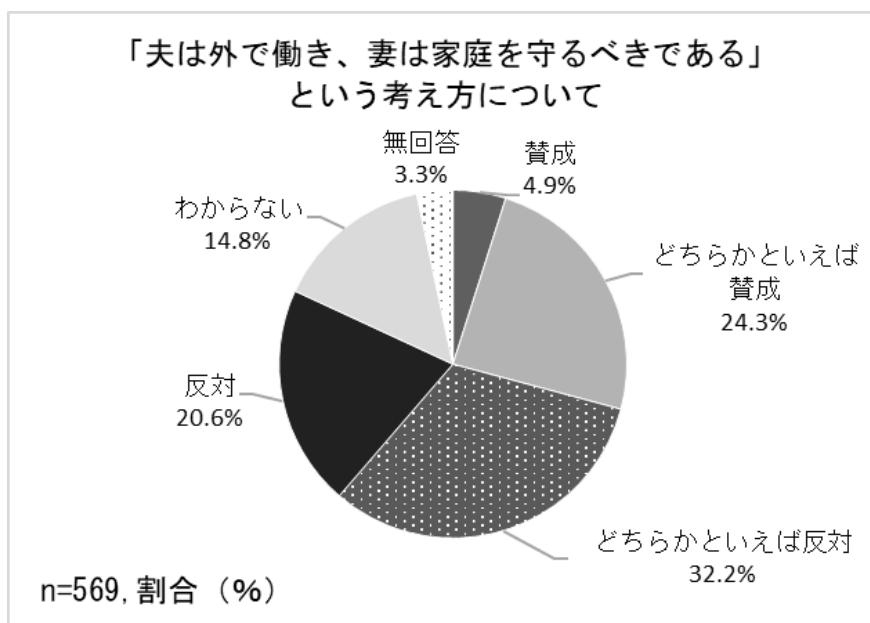


問5. これらの言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものを全てお選びください。

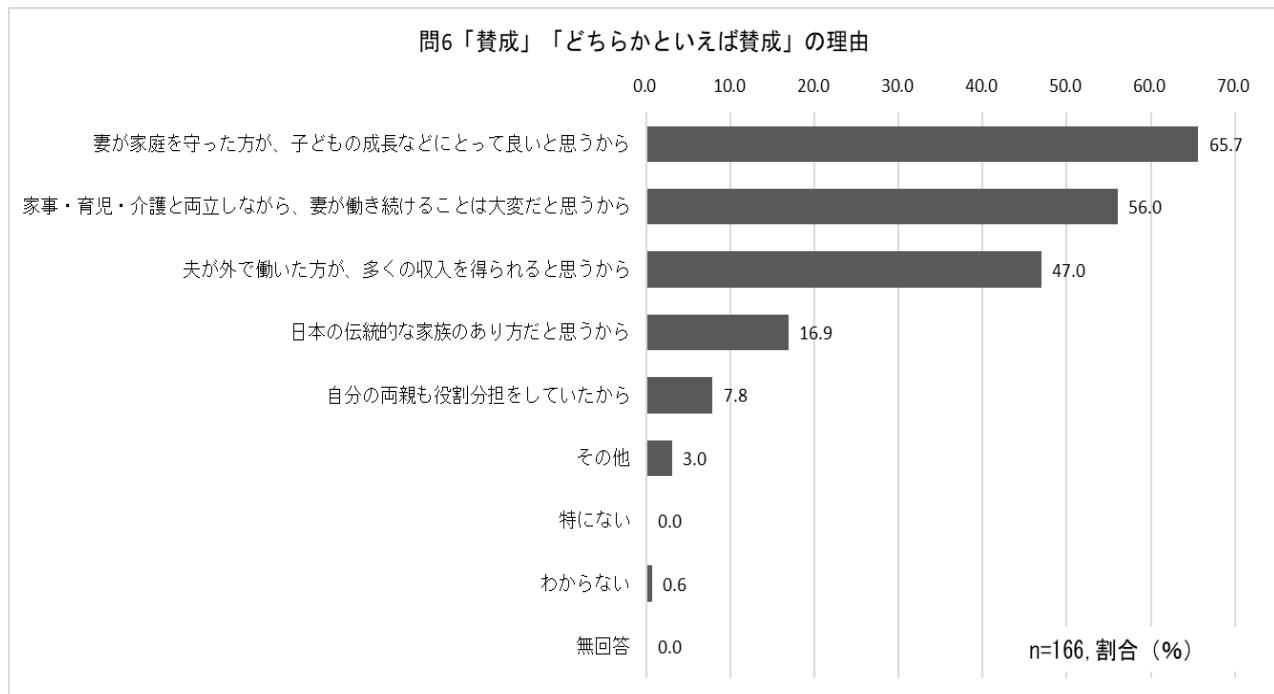


2. 家庭生活等に関する意識について

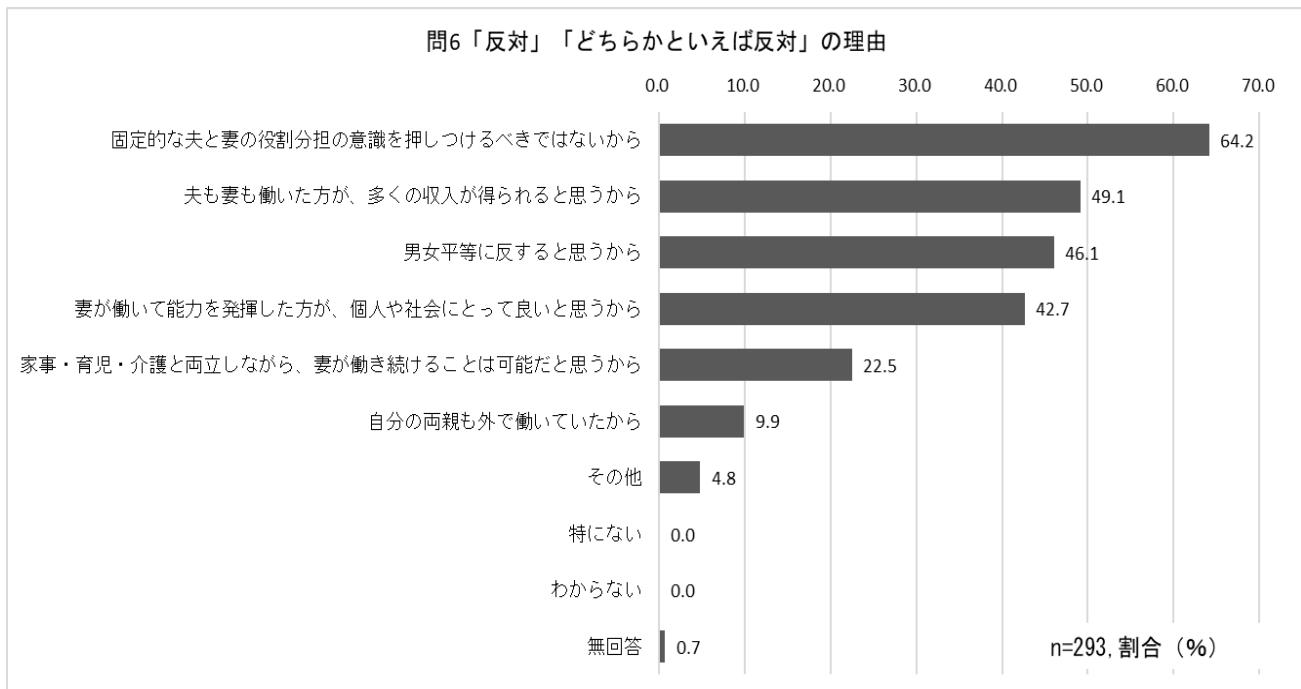
問6. 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたはどうお考えですか。以下の選択肢から1つだけお選びください。



問6a. 問6で「1. 賛成」、「2. どちらかといえば賛成」と答えた方はお答えください。
それはなぜですか。以下の選択肢から、3つ以内、お選びください。



問6b. 問6で「3. どちらかといえば反対」、「4. 反対」と答えた方はお答えください。
それはなぜですか。以下の選択肢から、3つ以内、お選びください。



問7. 今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。選択肢1~11の中から、3つ以内、お選びください。

選択肢	件数(件)	割合(%)
夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること	284	51.5
男性が家事・育児などに参加することに対する、男性自身の抵抗感をなくすこと	226	41.0
男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること	183	33.2
年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること	170	30.9
社会の中で、男性による家事・育児などについても、その評価を高めること	166	30.1
多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること	81	14.7
男性が家事・育児などに参加することに対する、女性の抵抗感をなくすこと	60	10.9
男性の家事・育児などについて、啓発や情報提供、相談窓口の設置、技能の研修を行うこと	33	6.0
男性の家事・育児などを行うために、仲間(ネットワーク)作りをすすめること	24	4.4
その他	8	1.5
特に必要なことはない	8	1.5
無回答	61	11.1

※複数回答(無効票18票)

問8. あなたは、育児、介護などの家庭で担われている役割について、あなたと配偶者でどのように分担したいと思いますか。あなたが育児、介護などをしている、していないに関わらず、保育所、訪問介護、家事代行など外部サービスの利用も含め、以下の選択肢の中から、あなたの気持ちに最も近いものを、それぞれの項目について1つずつお選びください。

※配偶者のいない方も、配偶者がいることを想定してお答えください。

(1) 育児

選択肢	男性(n=216)		女性(n=291)		無回答(n=57)		計(n=564)	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
自分と配偶者で半分ずつ分担(外部サービスは利用しない)	43	19.9	41	14.1	6	10.5	90	16.0
自分が配偶者より多く分担(外部サービスは利用しない)	6	2.8	40	13.7	8	14.0	54	9.6
配偶者の方が自分より多く分担(外部サービスは利用しない)	24	11.1	3	1.0	1	1.8	28	5.0
外部サービスを利用しながら、それ以外は自分と配偶者で半分ずつ分担	80	37.0	101	34.7	17	29.8	198	35.1
外部サービスを利用しながら、それ以外は自分が配偶者より多く分担	7	3.2	54	18.6	7	12.3	68	12.1
外部サービスを利用しながら、それ以外は配偶者の方が自分より多く分担	20	9.3	3	1.0	0	0.0	23	4.1
その他	6	2.8	8	2.7	2	3.5	16	2.8
わからない	23	10.6	26	8.9	10	17.5	59	10.5
無回答	7	3.2	15	5.2	6	10.5	28	5.0
計	216	100.0	291	100.0	57	100.0	564	100.0

(2) 介護

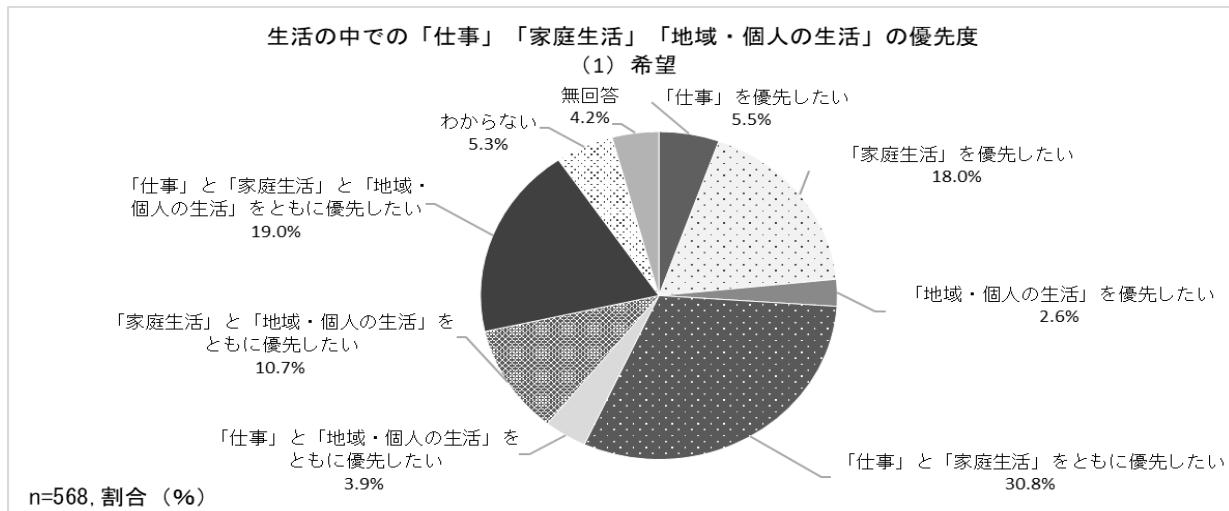
選択肢	男性(n=216)		女性(n=292)		無回答(n=57)		計(n=565)	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
自分と配偶者で半分ずつ分担(外部サービスは利用しない)	17	7.9	12	4.1	2	3.5	31	5.5
自分が配偶者より多く分担(外部サービスは利用しない)	3	1.4	10	3.4	5	8.8	18	3.2
配偶者の方が自分より多く分担(外部サービスは利用しない)	10	4.6	2	0.7	1	1.8	13	2.3
外部サービスを利用しながら、それ以外は自分と配偶者で半分ずつ分担	120	55.6	153	52.4	19	33.3	292	51.7
外部サービスを利用しながら、それ以外は自分が配偶者より多く分担	17	7.9	67	22.9	10	17.5	94	16.6
外部サービスを利用しながら、それ以外は配偶者の方が自分より多く分担	20	9.3	5	1.7	4	7.0	29	5.1
その他	4	1.9	5	1.7	3	5.3	12	2.1
わからない	21	9.7	26	8.9	6	10.5	53	9.4
無回答	4	1.9	12	4.1	7	12.3	23	4.1
計	216	100.0	292	100.0	57	100.0	565	100.0

(3) 育児・介護以外の家事

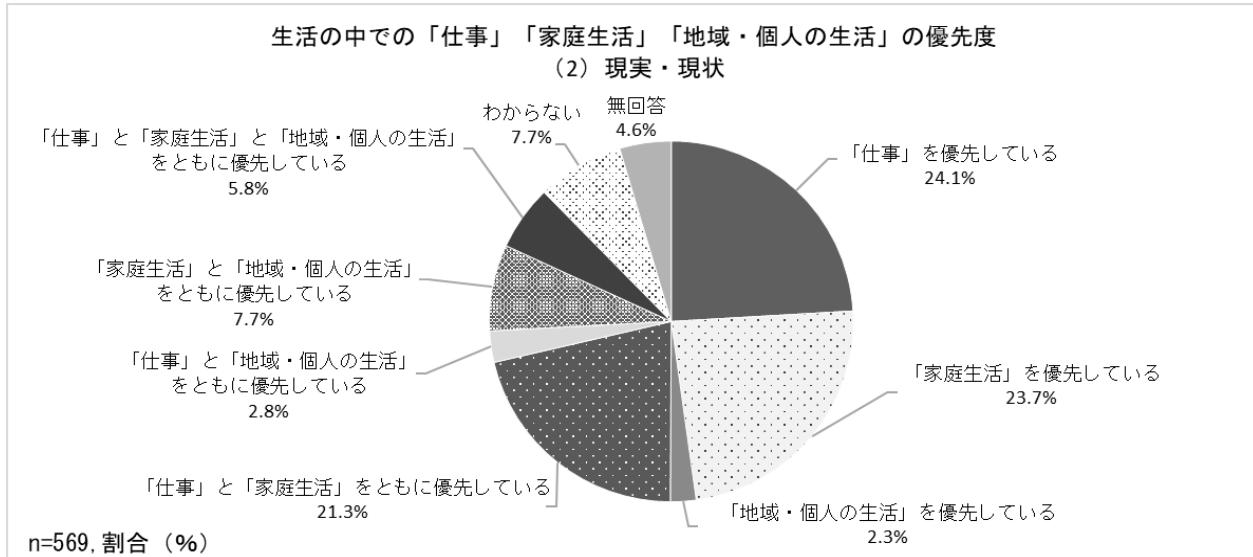
選択肢	男性 (n=217)		女性 (n=292)		無回答 (n=58)		計 (n=567)	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
自分と配偶者で半分ずつ分担（外部サービスは利用しない）	71	32.7	91	31.2	7	12.1	169	29.8
自分が方配偶者より多く分担（外部サービスは利用しない）	9	4.1	54	18.5	8	13.8	71	12.5
配偶者の方が自分より多く分担（外部サービスは利用しない）	25	11.5	6	2.1	2	3.4	33	5.8
外部サービスを利用しながら、それ以外は自分と配偶者で半分ずつ分担	65	30.0	78	26.7	17	29.3	160	28.2
外部サービスを利用しながら、それ以外は自分が方配偶者より多く分担	11	5.1	21	7.2	5	8.6	37	6.5
外部サービスを利用しながら、それ以外は配偶者の方が自分より多く分担	12	5.5	0	0.0	1	1.7	13	2.3
その他	4	1.8	6	2.1	2	3.4	12	2.1
わからない	16	7.4	25	8.6	8	13.8	49	8.6
無回答	4	1.8	11	3.8	8	13.8	23	4.1
計	217	100.0	292	100.0	58	100.0	567	100.0

問9. 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、地域活動・学習・趣味・付き合いなどの「地域・個人の生活」の優先度について希望と現状それぞれについて、最も近いものを1つずつお選びください。

(1) 希望

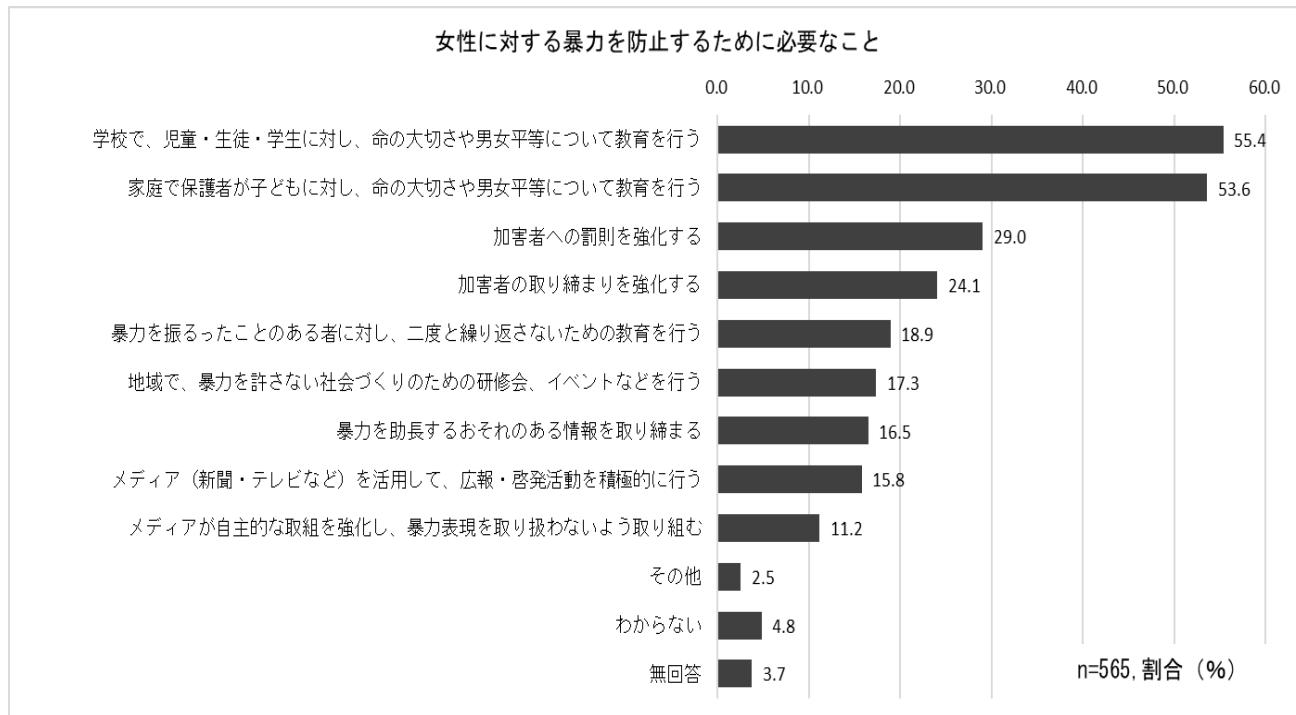


(2) 現実・現状

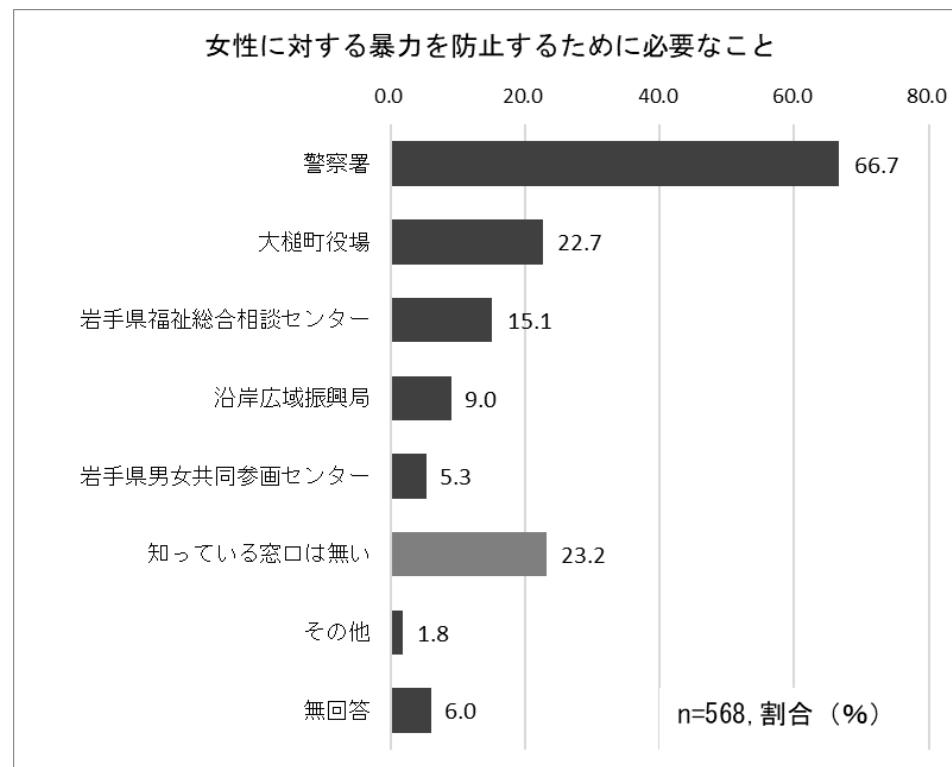


3. 女性に対する暴力等に関する意識について

問 10. 女性に対する暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。特にあてはまると思うものについて、次のの中から、3つ以内、お選びください。

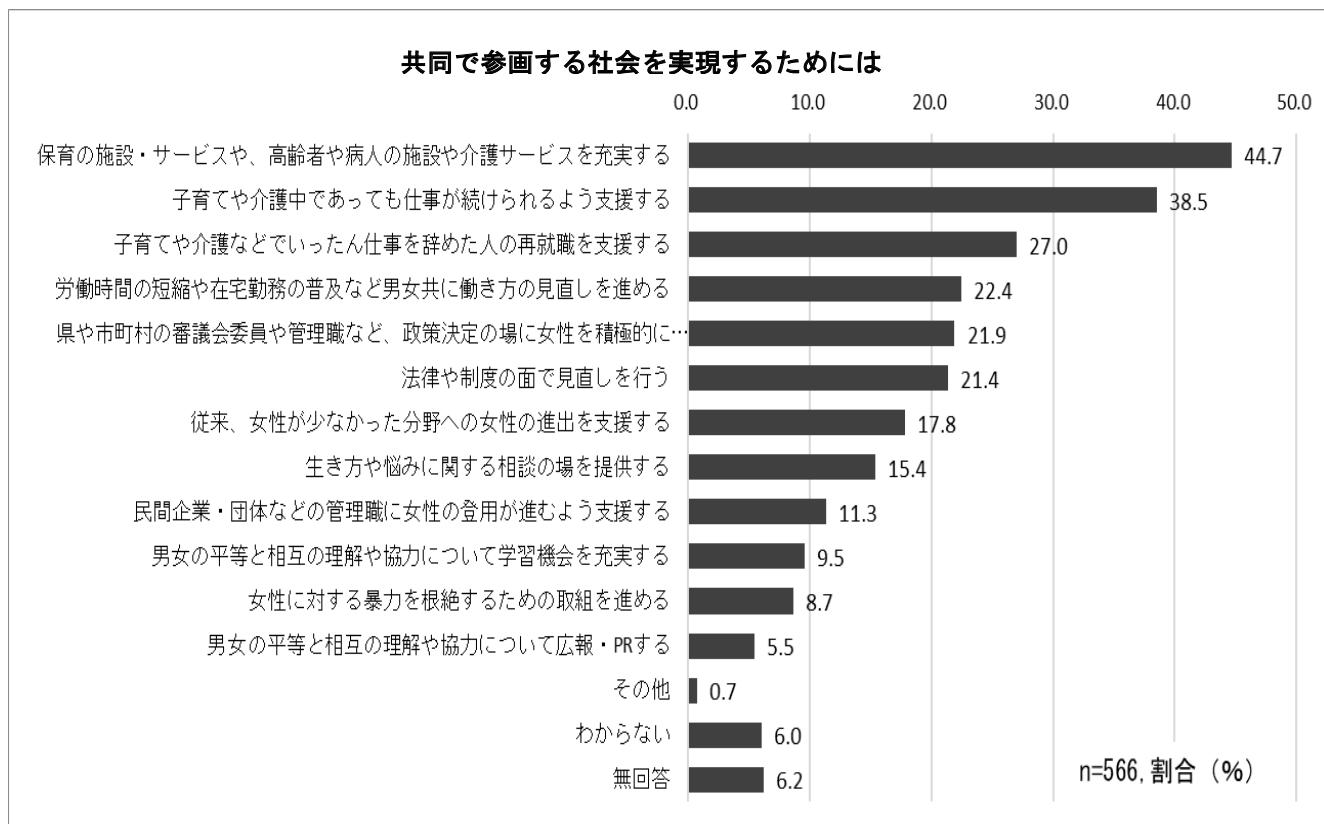


問 11. 配偶者や恋人、パートナーから暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンスを受けた際、相談できる窓口があることを知っていますか。選択肢の中で、あてはまるもの全てを、お選びください。



4. 男女共同参画社会に関する行政への要望について

問 12. 男性と女性が、家庭、職場、地域社会、政治の場などあらゆる分野に、共同で参画する社会を実現するためには、県や市町村行政は、今後どのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。主なものを3つ以内、お選びください。



男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

目次

前文

第一章 総則（第一条 第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条 第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十三条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名された者とみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで [略]

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。〔以下略〕

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)【抜粋】

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成 27 年 9 月 7 日法律第 64 号)【抜粋】

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

岩手県男女共同参画推進条例（平成14年10月9日条例第61号）

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条～第22条）

第3章 岩手県男女共同参画審議会（第23条～第31条）

第4章 雜則（第32条）

附則

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、国においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動しつつ、着実に進められてきた。本県においても、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組がなされてきた。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における制度又は慣行が存在し、男女平等の実現に多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応していく上で、男女が性別にかかわりなく、その個性と能力が十分發揮でき、もって男女が喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められている。

このような状況の中で、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられたことを踏まえ、本県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し、不断の努力を重ねて、男女共同参画社会の形成のため男女共同参画を推進し、すべての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女が共に輝く心豊かな社会を創造していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女協働参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようすること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。
- (6) 男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。
- (7) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。以下同じ。）を根絶するよう積極的な対応がなされること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立させることができるように就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、男女間における暴力的行為又はセクシャル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における積極的改善措置)

第11条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるものとの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(教育及び学習の推進)

第14条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第15条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事業主及びその家族等により営まれている事業に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、自

らの意思によって経営及びこれに関する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに当該経営に関する活動と家庭生活における活動とを両立させることができるように、必要な環境整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第 16 条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下この条において「委員」という。）を置くものとする。

2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。

3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第 1 項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。

4 委員は、第 2 項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第 1 項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

(調査研究)

第 17 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第 18 条 県は、市町村が行う法第 14 条第 3 項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間の団体との連携及び協働等)

第 19 条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他の民間の団体との連携及び協働に努めるものとする。

2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、これらの活動の支援に努めるものとする。

(拠点となる機能の整備)

第 20 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者及び市町村による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機能の整備に努めるものとする。
(推進体制の整備等)

第 21 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第 22 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 岩手県男女共同参画審議会

(設置)

第23条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要な事項について、必要があると認められるときは、知事に意見を述べることができる。

(所掌)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第27条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第29条 審議会は、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 専門部会の属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雜則

(補則)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画計画は、この条例に規定する手続により定められた男女共同参画計画とみなす。

大槌町男女共同参画推進委員会設置条例（令和3年4月1日条例第1号）

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、大槌町男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に係る調査研究に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の計画案の策定及び推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、町長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

大槌町男女共同参画推進委員会 委員名簿

(50 音順)

	氏 名	所 属
1	東谷 幸子	大槌町漁業協同組合女性部 部長
2	岩切 博文	大槌町教育委員会 生涯学習課 社会教育指導員
3	内金崎 大祐	内金崎自転車商会 代表
4	小國 夢夏	一般社団法人 大槌町観光交流協会 事務員
5	菊地 祐架	健康福祉課 主任社会福祉士
6	北田 遼	花巻農業協同組合 大槌支店 共済課 共済涉外係
7	越田 由美子	行政相談委員
8	小豆嶋 映子	小豆嶋漁業株式会社 営業・商品開発チーフマネージャー
9	瀧澤 恵	社会福祉法人 大槌町社会福祉協議会 次長兼総務課長
10	谷藤 怜美	大槌町 教育委員
11	中井 幸栄 (R3. 7. 13～R4. 3. 31)	元気なふるさと応援センター ふるさと支援員
	鈴木 樹 (R4. 6. 29～R5. 7. 12)	社会福祉法人 大槌町社会福祉協議会 生活支援相談員
12	南 景元	大槌町教育委員会 学務課 スクールソーシャルワーカー
13	平野 純一	大槌町立大槌学園 副校長
14	古屋 博克	大槌町 地域おこし協力隊
15	山崎 敏恵	社会福祉法人 吉里吉里保育園 主任保育士

(任期：令和3年7月13日～令和5年7月12日)

計画策定経過

期　日	内　容
令和3年7月13日	令和3年度第1回大槌町男女共同参画推進委員会
7月30日	議会全員協議会説明
9月17日	令和3年度第2回大槌町男女共同参画推進委員会
10月5日～10月19日	男女共同参画に関するアンケートの実施
令和4年2月10日	令和3年度第3回大槌町男女共同参画推進委員会
2月17日	議会全員協議会説明
6月29日	令和4年度第1回大槌町男女共同参画推進委員会
9月15日	令和4年度第2回大槌町男女共同参画推進委員会
9月28日	合同常任委員会説明
10月7日～10月21日	パブリックコメントの実施
11月7日	令和4年度第3回大槌町男女共同参画推進委員会
11月18日	合同常任委員会説明
12月2日	町議会12月定例会



大槌町男女共同参画推進計画 ～おもいやり おおつちプラン～

令和 4 年 12 月

編集・発行 大槌町総務課

〒028-1192 岩手県上閉伊郡大槌町上町 1 番 3 号
TEL 0193-42-2111 FAX 0193-42-3855